

参考 3. 調査票

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q 0-1.

貴団体に該当する分類(地方公共団体の区分)について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

☐	1	都道府県
☐	2	政令指定都市
☐	3	中核市
☐	4	施行時特別市
☐	5	特別区
☐	6	人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
☐	7	人口3万人以上10万人未満の市町村
☐	8	人口1万人以上3万人未満の市町村
☐	9	人口1万人未満の市町村
☐	10	地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)

全団体が御回答ください。

Q 0-2.

団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無について、当てはまるものを下の選択肢からお選びください。

回答:

選択肢:

☐	1	有り
☐	2	無し

Q0-2(1)で1を回答した場合→Q0-2(2)へ、2を回答した場合→Q0-2(3)へ

↓Q0-2(1)で1を回答した場合

(2). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の名称と、所属職員数を御記入ください。

部(局)課係の名称:

所属職員数: 人

↓Q0-2(1)で2を回答した場合

(3). 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数を御記入ください。該当する職員がいない場合は「0(ゼロ)」を御記入ください。

担当職員数: 人

Q 0-3.

全団体が御回答ください。
地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年月を御記入ください。また、当該条例の目的について当てはまるものを選択ください。
※総括基本条例については、下記4項目が主目的として含まれる場合は記載ください。

条例の名称	制定年月			条例の主目的(複数選択可)			
	平成	年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による被害への対応(適応策)
				☐	☐	☐	☐
				☐	☐	☐	☐
				☐	☐	☐	☐
				☐	☐	☐	☐
				☐	☐	☐	☐

例)

条例の名称	制定年月			条例の主目的(複数選択可)			
	平成	年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による被害への対応(適応策)
「京都市地球温暖化対策条例」(京都市) 「五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例」(宮崎県五ヶ瀬町) 「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」(長野県飯田市) 「都民の健康と安全を確保する条例」(東京都) 「徳島県低炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」(徳島県)	平成	15 年	12 月	☒	☐	☐	☐
	平成	23 年	9 月	☒	☐	☐	☐
	平成	25 年	3 月	☐	☒	☐	☐
	平成	12 年	12 月	☒	☐	☒	☐
	平成	29 年	1 月	☒	☐	☐	☒

一部事務組合及び広域連合のご担当者様のみ御回答ください。

貴団体の事務内容に当てはまるもの全てをお選びください。

Q 0-4.

☐	選別機	一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)
☐		一般廃棄物処理(し尿処理)
☐		産業廃棄物処理
☐		火葬・斎場・墓地等
☐		その他環境衛生事業
☐		上水道
☐		下水道
☐		用水
☐		水防
☐		消防
☐		救急
☐		病院・医療センター等
☐		福祉施設(看護学校含む。老人福祉施設を除く。)
☐		老人福祉施設(養護老人ホーム等)
☐		学校
☐		その他教育関連施設
☐		公営施設
☐		港管理
☐		会館等の維持管理
☐		その他行政事務

全団体が御回答ください。

Q 0-5. 議会・予算及び地方公共団体実行計画(以下「実行計画」といいます。)をめぐる年間スケジュールについてお伺いいたします。
貴団体における、素内のイベントが行われる月に○をお願いします。振替月にわたる場合は、該当する全ての月に○をお願いします。
※例年の平均的なスケジュールで構いません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会												
定例会	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
臨時会	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
予算												
予算要求	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
財政担当課ヒアリング	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
予算成立	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
事務事業編 (未確定の団体の場合には本欄は空欄で結構です。)												
事務局のスケジュール設定 と実行部門への周知	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
各部署の取組の進捗評価、 職員研修等	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
各部署の活動量データの提 供依頼とその回収	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
各部署の活動量データの集計と整理 及び、ガス稼働量の算定	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
実績値の公表と次年度に向 けた見直し	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
区域施策編 ※卸道府県、市町村(特別区含む。)の御担当者様のみ (未確定の団体の場合には本欄は空欄で結構です。)												
実施する対策・施策の具 体的な内容の検討	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
対策・施策の実施	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
計画全体の進捗評価、対 策・施策の進捗評価	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
対策・施策の改善の検討	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
計画の進捗状況の公表	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

全団体が御回答ください。

全団体のLGWANの接続状況についてお伺いします。

Q 0-6.

- (1). 貴団体が事業事業網を決定・改定に際しては、自部門又は部署のメールアドレスに關し、ドメイン名“@***.lg.jp”のメールアドレスの保有状況及び利用環境について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:		選択肢:	<table><tr><td>☐</td><td>1</td><td>主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。</td></tr><tr><td>☐</td><td>2</td><td>主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCからは利用できないが、課室内の共用PCから利用できる。</td></tr><tr><td>☐</td><td>3</td><td>主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。</td></tr><tr><td>☐</td><td>4</td><td>主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、課室内の共用PCから利用できる。</td></tr><tr><td>☐</td><td>5</td><td>各人、共用のいずれの“@***.lg.jp”のアドレスも保有しておらず、いずれの職員も利用できない(関連課室が一部に存在する)。</td></tr><tr><td>☐</td><td>6</td><td>団体内において全く“@***.lg.jp”のアドレスを保有しておらず、利用できない。</td></tr></table>	☐	1	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。	☐	2	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCからは利用できないが、課室内の共用PCから利用できる。	☐	3	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。	☐	4	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、課室内の共用PCから利用できる。	☐	5	各人、共用のいずれの“@***.lg.jp”のアドレスも保有しておらず、いずれの職員も利用できない(関連課室が一部に存在する)。	☐	6	団体内において全く“@***.lg.jp”のアドレスを保有しておらず、利用できない。
☐	1	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。																			
☐	2	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCからは利用できないが、課室内の共用PCから利用できる。																			
☐	3	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。																			
☐	4	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、課室内の共用PCから利用できる。																			
☐	5	各人、共用のいずれの“@***.lg.jp”のアドレスも保有しておらず、いずれの職員も利用できない(関連課室が一部に存在する)。																			
☐	6	団体内において全く“@***.lg.jp”のアドレスを保有しておらず、利用できない。																			

Q0-6(1)で1~4を回答した場合→Q0-7へ、5、6を回答した場合→Q0-6(2)へ

↓ Q0-6(1)で5、6を回答した場合

- (2). 上記質問で5、6と回答いただいた方にお伺いします。貴部門から“@***.lg.jp”のアドレスを保有していない関連課室とのやり取りに、電子メール(“@***.lg.jp”以外のメールアドレス)を利用することは可能ですか？

回答:		選択肢:	<table><tr><td>☐</td><td>1</td><td>利用可能</td></tr><tr><td>☐</td><td>2</td><td>利用不可</td></tr></table>	☐	1	利用可能	☐	2	利用不可
☐	1	利用可能							
☐	2	利用不可							

全団体が御回答ください。

地域エネルギー事業について

Q 0-7.

- (1). 貴団体の参画・関与の下に、地域の再生可能エネルギー等を活用し、地域の需要家へ電気や熱を供給する事業(地域新電力や地域熱供給等)が行われていますか？
具体的な地域の事業体の名称をお聞かせください。

回答:		選択肢:	<table><tr><td>☐</td><td>1</td><td>行われている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>2</td><td>行われていない。</td></tr><tr><td>☐</td><td>3</td><td>不明</td></tr></table>	☐	1	行われている。	☐	2	行われていない。	☐	3	不明
☐	1	行われている。										
☐	2	行われていない。										
☐	3	不明										

(「行われている。」場合には、その事業体の名称を御記入ください。)

Q0-7(1)で1を回答した場合→Q0-7(2)へ、2を回答した場合→Q0-7(3)へ、3を回答した場合→Q0-8へ

↓ Q0-7(1)で1を回答した場合

- (2). 上記質問で「1:行われている。」と回答いただいた方にお伺いします。当該事業体と貴団体との関係についてお聞かせください。

回答:		選択肢:	<table><tr><td>☐</td><td>1</td><td>貴団体が直接事業を行っている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>2</td><td>貴団体が出資している。</td></tr><tr><td>☐</td><td>3</td><td>貴団体の施設で電気または熱の供給を受けている。</td></tr><tr><td>☐</td><td>4</td><td>その他</td></tr></table>	☐	1	貴団体が直接事業を行っている。	☐	2	貴団体が出資している。	☐	3	貴団体の施設で電気または熱の供給を受けている。	☐	4	その他
☐	1	貴団体が直接事業を行っている。													
☐	2	貴団体が出資している。													
☐	3	貴団体の施設で電気または熱の供給を受けている。													
☐	4	その他													

(「その他の」場合、具体的な関係を御記入ください。)

↓ Q0-7(1)で2を回答した場合

(3). (1)の設問で「2:行われていない。」と回答いただいた方にお伺いします。

貴団体に於いて、地域の再生可能エネルギー等を活用し、地域の需要家へ電気や熱を供給する事業（地域新電力や地域熱供給等）に関心がありますか？

回答:

選択数:

☐	1	貴団体が直接事業を行うことに対して関心があり具体的な検討を進めている。
☐	2	貴団体が直接事業を行うことに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
☐	3	貴団体が直接事業を行うことに対して関心はあるが、活用できる施設・設備等が思い当たらない。
☐	4	貴団体が民間企業等に出資することに対して関心があり具体的な検討を進めている。
☐	5	貴団体が民間企業等に出資することに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
☐	6	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心があり具体的な検討を進めている。
☐	7	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
☐	8	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心はあるが、受けられる施設・設備等が思い当たらない。
☐	9	関心がない。
☐	10	不明

全団体が御回答ください。

Q 0-8.

補助金について

(1).

貴団体における地球温暖化対策（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）に関する予算のうち、国等からの補助金（歳入）の活用状況についてお聞かせください。

回答:

選択数:

☐	1	活用している。
☐	2	活用していない。

Q0-8(1)で1を回答した場合→Q0-8(2)へ、2を回答した場合→Q0-9へ

↓ Q0-8(1)で1を回答した場合

(2). 上記設問で「1:活用している。」と回答いただいた方にお伺いします。当該補助金の存在に関して、どのような形で知りましたか？ また、最も影響があったものをお聞かせください。

該当する経緯	最も影響があったもの	No.	当該補助金を知った経緯
☐	☐	1	都道府県が主催する説明会
☐	☐	2	省庁地方事務所が主催する説明会
☐	☐	3	省長が出席する会議等
☐	☐	4	省庁との情報交換
☐	☐	5	省庁から配布させる冊子等の紙媒体
☐	☐	6	省庁ホームページ等の電子媒体
☐	☐	7	省庁から配信されるメールマガジン等
☐	☐	8	その他

Q 0-9.

問合せ先、参照先について

実行計画(事務事業編及び区域施策編)の策定・実施に際し、検討時に不明点が出た場合、どちらに問合せを行いますか？ 当てはまるものを全てお選びください。(複数回答可)。

☐	環境省
☐	環境省以外の国の機関
☐	都道府県の担当部署
☐	近隣の類似の地方公共団体
☐	同規模・同区分の地方公共団体
☐	マニフェスト事例集の優良事例団体
☐	その他

●「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」のホームページ
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/fjimu/pub/download.html

（「その他」の場合、具体的な手段を御記入ください。）

質問	1	有り
回答	2	無き事である団体無し

（「有り場合、具体的な団体名を御記入ください。」）

(2) 貴団体が温室効果ガス対策の推進に関し、特に比較・参照等参考になっている団体はありますか？

Q0-9(2)で1を回答した場合→Q0-10へ、Q0-9(2)で2を回答した場合→Q0-9(3)へ

↓Q0-9(2)で2を回答した場合

(3) 上記設問で「2:特に参考になっている団体無し」と回答いただいた方にお伺いします。比較・参照をしていない理由はなんですか？

回答:	
選択肢:	○ 1 異団体が比較・参照しない情報が公開されていない。
	○ 2 マニュアル事例集の情報が足りている。
	○ 3 特に参考とする必要性がない。
	○ 4 自団体と比較・参照の対象とすべき団体が思い当たらない。
	○ 5 その他

（「その他」の場合、具体的な理由を御記入ください。）

全国体が御回答ください。

Q 0-10. 「COOL CHOICE」のキャンペーンについて

(1) 貴団体は「COOL CHOICE」への賛同を検討していますか。該当するものをお選びください。

※「COOL CHOICE」への賛同とは、温室効果ガスの削減目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」をしていくという方針に団体が賛同することです。賛同の方法としては、賛同書の提出やウェブ登録があります。

詳しくは以下URLより御覧ください。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

選挙区:	○ 1	昨年度またはそれ以前から薬用している。
	○ 2	今年度薬用した。
	○ 3	薬用するかどうかを検討している。
	○ 4	検討したが薬用しないこととした。
	○ 5	検討していない。

(2). 貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

該当する取組 実施していない が、今後実施し ようとしている 取組	No.	取組
☐	1	クールビズ実施の推進（冷房時の室温28℃など）
☐	2	ウォームビズ実施の推進（暖房時の室温20℃など）
☐	3	省エネ機器の交換促進（LEDや省エネ家電等、省エネ機器への交換促進）
☐	4	照明の効率的な利用促進（照度調整、電灯の引き・ライトダウンなど）
☐	5	エコドライブの推進
☐	6	カーシェアリングの利用促進
☐	7	公共交通機関の利用促進
☐	8	エコカーの普及促進
☐	9	省エネ住宅の普及促進
☐	10	低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）
☐	11	シェアリングエコノミーの普及促進（バイクシェア、コミュニティサイクルなど）
☐	12	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(3). 地球温暖化対策のため、夏の冷房時の室温を28℃で快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイル「クールビズ」の取組について伺います。

貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

☐	1	冷房時の室内温度を低めにする。
☐	2	冷房時の室内温度の設定を28℃以上にする。
☐	3	服装に関する規程を見直し、涼しい服装での勤務を認める。
☐	4	自宅やサテライトオフィス・シェアオフィスでの勤務を認める。
☐	5	勤務時間を短型にシフトする。
☐	6	扇風機を使い、冷たい空気を循環させる。
☐	7	使わない部屋の冷房をこまめに切る。
☐	8	使わないOA機器の電源をOFFにする。
☐	9	断熱性能の高いビルに入居する。
☐	10	窓に断熱シート・ブラインド・グリーンカーテン等を設置し、室温の上昇を抑える。
☐	11	冷房に頼らず涼しく快適に過ごす暮らし方等について団体内に情報提供する。
☐	12	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(4). 地球温暖化対策のため、冬の暖房時の室温を20℃で快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイル「ウォームビズ」の取組について伺います。

貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

☐	1	暖房時の室内温度を低めにする。
☐	2	暖房時の室内温度の設定を20℃以下にする。
☐	3	服装に関する規程を見直し、暖かい服装での勤務を認める。
☐	4	自宅やサテライトオフィス・シェアオフィスでの勤務を認める。
☐	5	送風機を使い、温かい空気を循環させる。
☐	6	使わない部屋の暖房をこまめに切る。
☐	7	使わないOA機器の電源をOFFにする。
☐	8	断熱性能の高いビルに入居する。
☐	9	窓に断熱シート・複層ガラス・二重サッシ等を設置し、室温の低下を抑える。
☐	10	暖房に頼らず暖かく快適に過ごす暮らし方等について団体内に情報提供する。
☐	11	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(5) 貴団体では、「照明の適正な利用」に関する以下の取組を実施していますか。それぞれの取組の状況について、該当するものを1つ選択してください。

	1. 昨年度またはそれ以前から実施している。	2. 今年度実施することにした。	3. 実施するかどうかが検討している。	4. 検討したが実施しないこととした。	5. 以前は実施していたがやめた。
間引き	☐	☐	☐	☐	☐
点灯時間調整	☐	☐	☐	☐	☐
照度調整	☐	☐	☐	☐	☐
LED照明の設置	☐	☐	☐	☐	☐

上記4.～5.を選択した場合は、その理由を御記入ください。

(6) 貴団体から地域の住民に向けて、どのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

該当する取組	実施していないが、今後実施しようとしている取組	No.	取組
☐	☐	1	クールビズ実施の推進（冷房時の室温28℃など）
☐	☐	2	ウォームビズ実施の推進（暖房時の室温20℃など）
☐	☐	3	省エネ機器の買換促進（LEDや省エネ家電等、省エネ機器への買換促進）
☐	☐	4	照明の効率的な利用促進（照度調整、電灯の間引き・ライトダウンなど）
☐	☐	5	エコドライブの推進
☐	☐	6	カーシェアリングの利用促進
☐	☐	7	公共交通機関の利用促進
☐	☐	8	エコカーの普及促進
☐	☐	9	省エネ住宅の普及促進
☐	☐	10	低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）
☐	☐	11	シェアリングエコノミーの普及促進（バイクシェア、コミュニティサイクルなど）
☐	☐	12	その他 → 貴団体の内容を御記入ください。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

1. 事務事業に関する事項

Q 1-1. 実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
 <※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「実行計画(事務事業編)」といいます。))は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。))第21条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項が適用・準用されるため、策定が義務付けられています。

O 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

- (地方公共団体実行計画等)
 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」といふ。)を策定するものとする。
 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 計画期間
 二 地方公共団体実行計画の目標
 三 実施しようとする措置の内容
 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
 3～12 (略)

O 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

- (市に関する規定の適用)
 第239条 (略)
 2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づき政令により市が処理することとされている事務で第381条第2項の規定により特別区が処理することとされているものは、特別区にこれを適用する。
 3 (略)

(自治体公共団体に関する規定の適用)
 第239条 地方公共団体の場合については、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県に加入し、ものにあっては市に関する規定、その他のものにあっては町村に関する規定を適用する。

(1). 平成29年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定状況を下の選択表の中から選択してください。

回答:

選択表:

選択表	0	1	2	3	4	5
過去に一度も策定したことなく、平成29年10月1日以降に策定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
過去に一度も策定したことないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
既に計画期間を満了しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
既に計画期間を満了しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐

1, 3, 5を回答 → 平成 年度
 (策定・改定を予定している年度を御記入ください。)

O1-1(1)で0又は1を選択した場合→O1-1(3)へ、O1-1(1)で2～5を選択した場合→O1-1(2)へ

↓ O1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(2). 平成29年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください(数値の入力は半角英数字にてお願いいたします。改定した場合は、最新の実行計画(事務事業編)について御記入ください。)。また、最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

当初策定年度	平成 年度	計画期間	年
最終改定年度	平成 年度	計画期間	年
※改定した場合はのみ記入		※開始年度から目標年度までの年数	
※改定した場合はのみ記入		※開始年度から目標年度までの年数	

記入例)
 策定年度: 平成21年度 開始年度: 平成21年度
 目標年度: 平成27年度 計画期間は7年間
 記入例)
 策定年度: 平成21年度 開始年度: 平成22年度
 目標年度: 平成27年度 計画期間は6年間

最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

Q1-1(1)で2、3又は5を選択した場合→Q1-1(4)へ、Q1-1(1)で0、1又は4を選択した場合→Q1-1(3)へ
1 Q1-1(1)で0、1又は4を選択した場合のみ

(3)、「地方自治法第101条第1項に基つき、都道府県及び市町村(特別区含む。)並びに地方公共団体の場合(一部事務組合及び広域連合)は、実行計画(事務事業編)を決定することが義務付けられています。実行計画(事務事業編)が現時点で未決定又は計画期間が過ぎても未決定の理由について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	計画を策定・改定するための人員がいらない
☐	計画に盛り込む対象の子数等の確保が難しいため
☐	専門知識がないため
☐	これまでの実績の検証・評価ができていないため
☐	他の業務とは異なり、優先度が低い
☐	策定が義務だと知らなかったため
☐	構成団体(母体となった都道府県や市区町村)が団体をきめて事務事業編を決定しているため(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	連携関係はマシ、システムを導入しているため
☐	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため(一部事務組合及び広域連合のみ)
☐	前任者から引き継ぎがなかったため
☐	その他
☐	不明

全団体が御回答ください。

(4) 掲載者では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/pub/download.html)にて、実行計画(事務事業編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。平成29年3月に掲載者は「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」を取りまとめました。また、運営協議がスポンサーとして、バージョンアップした「かんたん策定シート」と新たに作成した「運営協議推進ポータルサイト」を公開しました。

これらのマニュアルやツールのうち、最新の実行計画(事務事業編)の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているものについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)
☐	運営協議がスポンサーとして提供した策定支援ポータル(Ver1.0)
☐	地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(事務局)(Ver1.0)
☐	建築物耐震ポータル(Ver1.0)
☐	かんたん策定シート(Ver4.0)
☐	改定以前のマニュアル(Ver1.0)
☐	従来のツール類(かんたん策定シート(Ver3.0)等)
☐	平成29年2月に公表されたマニュアルやツールの存在を知らなかった
☐	使用しているかわからない

全団体が御回答ください。

(5) 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル類の用途を全てお選びください(複数回答可)。

☐	今年度策定・改定を予定しているため参考としている。
☐	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。
☐	実行計画(事務事業編)の策定に際して参考としている。
☐	その他
☐	使用していない。

(1)その他の内容を具体的に御記入ください。

全団体が御回答ください。

(5)。「地球温暖化対策推進法」の平成28年5月の改正に伴い、実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)。

其団体における実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

また、予定がある場合は具体的な相手を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

回答:

選択肢:

☐	1	平成28年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である。
☐	2	平成29年度中に共同した計画を策定予定である。
☐	3	平成30年度以降に共同した計画を策定予定である。
☐	4	共同策定の予定はないが関心がある。
☐	5	共同策定の予定がなく関心もない。
☐	6	共同策定ができることを知らなかった。

(共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。)

2. 3を選択

(共同したい団体について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

☐	市内の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
☐	属する都道府県(市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
☐	近隣の市町村(特別区含む。)
☐	一部事務組合及び広域連合
☐	その他

組合向け選択肢

(共同したい団体について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

☐	自らが入属している施設を所有する都道府県・市町村
☐	人口等の点で最も規模が大きい構成団体
☐	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合
☐	その他

4を選択

●一部事務組合及び広域連合の共同決定

所会等での職務に活動が限定されていると、一部事務組合及び広域連合は、普通地方公共団体に比べて自身で事務事業編を策定することが現実的である可能性が低く、策定の努力を最小化することも合理的な考え方の一つと思われる。そこで、構成団体の庁舎等に入室されている場合は特に、構成団体の事務事業編との共同決定もご検討いただくと良いと考えられます。

01-1(1)で0又は1を選択した場合→01-4(1)ハ、01-1(1)で2～5を選択した場合→01-1(7)へ

↓01-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(7) 最新の実行計画(事務事業編)の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している。
☐	広報誌で公表している。
☐	環境報告書、環境白書等で公表している。
☐	専用の冊子等を作成し公表している。
☐	環境審議会等で公表している。
☐	議会報告で公表している。
☐	記者発表をしている。
☐	イベント展示などで公表している。
☐	掲示板、関係コーナー、情報公開室等で公開している。
☐	その他
☐	公表していない。
☐	不明

(掲載しているホームページ等01URLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。例) その他:誰が発信しているメールマガジン等、公表していない理由:計画編目が経過しているため 等)

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対策について

(1). 最新の実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出削減目標等及び直近の温室効果ガス総排出量等をそれぞれ御記入ください。

④ 温室効果ガス総排出量について目標を設定している場合

(合計値の単位は、t-CO₂/年にて御記入ください。)(実行計画(事務事業編)がkg-CO₂/年を単位として記載されている場合は、単位をt-CO₂/年に換算して御記入ください。なお、1t=1,000kg-CO₂/年=1t-CO₂/年です。)

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
温室効果ガス 総排出量(t-CO ₂ /年)		kg-CO ₂ /年		t-CO ₂ /年		t-CO ₂ /年
基準年度からの削減率(%)				%		%

●「変更があった場合」とは、例えば、実行計画の改定には至らないものの、地球温暖化低減の改正等に伴い、基準年度の温室効果ガス総排出量等をおよぼす修正した場合などを指します。

※基準年度及び目標年度の温室効果ガス総排出量や削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

⑤ 職員1人当たりの温室効果ガス排出量について目標を設定している場合

(職員1人当たりの温室効果ガス排出量は、kg-CO₂/人にて御記入ください。)

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
1人あたりの温室効果ガス 排出量(kg-CO ₂ /人)		kg-CO ₂ /人		kg-CO ₂ /人		kg-CO ₂ /人
基準年度からの削減率(%)				%		%

※基準年度及び目標年度の温室効果ガス排出量や削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

(2). 既存の行政計画について、実行計画(事務事業編)との調和・連携又は統合の状況として、当てはまるものをお選びください。

回答	行政計画	1. 調和・連携している。	2. 統合している。	3. 調和・連携も統合もしていない。	4. 不明
	総合計画	☐	☐	☐	☐
	環境基本計画	☐	☐	☐	☐
	公共施設等総合管理計画	☐	☐	☐	☐
	(一般、産業)廃棄物処理計画	☐	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐	☐

●「調和・連携」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画(事務事業編)の目的や場面について、関連する他分野の行政計画と整合・協力が図られていることを指します。
●「統合」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

↑(「その他の調和・連携」している行政計画の名称と対応する部分を具体的に御記入ください。)

↑(「その他の統合」している行政計画の名称を御記入ください。※実行計画(区域連携編)は除きます。)

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 1-3. 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組みについて

(1). 認証取得の有無に関わらず、記入している環境関連マネジメントシステムについて、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

- エネルギーマネジメントシステムISO50001
組織活動において使用するエネルギーを管理・改善するために、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要求事項を定めた国際規格
- 環境マネジメントシステムISO14001
組織活動が環境に及ぼす影響を限り限に抑制することを目的に定められた環境に関する国際規格
- エコアクション21
民間中小企業・学校・公共機関等により、環境への取組を体系的・効果的に行うマネジメントシステムとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度

☐	エネルギーマネジメントシステムISO50001
☐	環境マネジメントシステムISO14001
☐	エコアクション21
☐	独自の環境マネジメントシステム
☐	その他
☐	不明

（「独自の環境マネジメントシステム」又は「その他」の内容を具体的に記入ください。）

(2). 実行計画（事務事業編）の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものについて、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
☐	一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築
☐	全職員への計画内容の周知
☐	職員研修
☐	取組点検に対する監査
☐	取組の自己評価
☐	進行管理の仕組みの見直し・改善
☐	その他
☐	取り組んでいない
☐	不明

(3). 実行計画（事務事業編）の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	地方公共団体実行計画協議会
☐	地球温暖化対策地域協議会
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される庁内組織
☐	その他
☐	協議・審議する場はない
☐	不明

（「その他」の内容を具体的に記入ください。例）庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会 等）

全団体が御回答ください。

Q 1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

(1). 再生可能エネルギーの導入に取り組んでいますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

☐	1	実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。
☐	2	実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。
☐	3	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない。
☐	4	施設や設備を保有していないが、一部事務組合及び広域連合のみ。
☐	5	不明

Q 1-4(1)で1を選択→Q1-4(2)へ、Q1-4(1)で2～5を選択→Q1-5へ

↓Q1-4(1)で1を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む。)を御記入ください。

例)公共施設への〇〇エネルギー導入によって、▲▲年比■%削減を目標とする

全団体が御回答ください。

Q 1-5. 事務事業に関する取組進捗状況の取組状況

(1). 下記の取組進捗状況の取組状況について、下の選択肢の中からお選びください。(封茎ごとに1つ選択)。

回答	取組	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。	3. 取り組んでいない。	4. 不明
	森林取組進捗状況	☐	☐	☐	☐
	農地土壌改良取組進捗状況	☐	☐	☐	☐
	都市緑化等の推進	☐	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐	☐

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q 1-5(1)で1を選択した項目がある場合→Q1-5(2)へ、1を選択した項目がない場合→Q1-6へ

↓Q1-5(1)で1を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む。)を御記入ください。

例)森林取組進捗状況として、〇〇年度までに△△haの面積を完備する 等

全団体が御回答ください。

Q 1-6. 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、当てはまるものをお選びください。

回答	取組	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取り組んでいる。	3. 取り組んでいない。	4. 不明
	環境配慮型調達に基づく環境配慮製品の推進	☐	☐	☐	☐
	グリーン購入法に基づく環境物品等の取組の推進	☐	☐	☐	☐
	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	☐	☐	☐	☐
	EATの積極的な導入	☐	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐	☐

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

●EAT(Best Available Technology)
継続的に利用可能な長寿命の技術。例えば、「環境省指定先進的高効率設備機器一覧」に位置付けられた設備・機器など。

Q 1-7. 実行計画(事務事業編)の点検の取組状況等について

↓ Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(1). 実行計画(事務事業編)における点検の取組状況(温室効果ガス排出量等)について、当てはまるものをお選びください。

(1). 実行計画(事務事業編)における点検の取組状況(温室効果ガス排出量等)について、当てはまるものをお選びください。

回答:		選択数:	☐ 1	毎月一回のペースで点検している。
			☐ 2	四半期に一回のペースで点検している。
			☐ 3	毎年一回のペースで点検している。
			☐ 4	毎年ではないが点検している。
			☐ 5	点検していない。
			☐ 6	不明

Q 1-7(1)で1～4、6を選択した場合→Q1-7(2)へ、Q1-7(1)で5を選択した場合→Q1-7(7)へ

↓ Q1-7(1)で1～4、6を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)における点検の取組状況について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	温室効果ガス排出量(団体全体としての排出量)
☐	部署・課室単位の温室効果ガス排出量
☐	施設管理部署単位の温室効果ガス排出量
☐	建物単位の温室効果ガス排出量
☐	実行計画(事務事業編)ごとの取組項目
☐	ベンチマーク指標との比較
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

↓ Q1-7(1)で1～4、6を選択した場合のみ

(3). 実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出量(又は、エネルギー使用量など)の集計方法について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	独自開発の集計システムを利用
☐	既存のソフトウェアを利用
☐	クラウド等の外部サービスを利用
☐	独自に作成した集計用計算ツールにより集計
☐	独自様式の帳簿により集計
☐	環境省の支援ツールにより集計
☐	外部業者への委託により集計
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

システム名	サービス名
システム提供者	サービス提供者

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

↓Q1-7(1)で1~4、6を選択した場合のみ

(4) 実行計画(事務事業編)の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	財源が不足している。
☐	人員が不足している。
☐	他の部局・課室の協力が得られていない。
☐	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。
☐	最新の技術情報や知見が不足している。
☐	施策の効果の算定や評価が難しい。
☐	有望な施策が見つからない。
☐	補助金など財力的な運用ができない。
☐	気象災害等(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響が続いている。
☐	地球温暖化対策の優先度が低い。
☐	施策効果が排出量の算定方法が分からない。
☐	施策効果が排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)が集まらない。
☐	施策効果が排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)の集計に手間・時間がかかる。
☐	その他
☐	特に困っていることはない。

↑(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

↓Q1-7(1)で1~4、6を選択した場合のみ

(5) 実行計画(事務事業編)における点検結果・評価の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している。
☐	広報誌で公表している。
☐	環境報告書、環境白書等で公表している。
☐	専用の冊子等を作成し公表している。
☐	環境審議会で公表している。
☐	議会報告で公表している。
☐	記者発表をしている。
☐	イベント展示などで公表している。
☐	掲示板、開覧コーナー、情報公開室等で公開している。
☐	その他
☐	公表していない。
☐	不明

↑(掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

↑(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。例) その他: 課が発信しているメールマガジン 等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため 等)

101-7(1)で1～4、6を選択した場合のみ

(6)．実行計画(事務事業欄)における運営効果ガス総排出量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	国内機関(国や都道府県など)へ報告している。	国内機関名称 国外機関名称
☐	国外機関へ報告している。	
☐	他の行政計画等の連携内容の検討材料としている。	
☐	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	
☐	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	
☐	審議会・委員会への報告資料としている。	
☐	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	
☐	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	
☐	集員の省エネ意識の向上に活用している。	
☐	その他	
☐	活用していない。	
☐	不明	

(1その他)の内容を具体的に御記入ください。

(7)．実行計画(事務事業欄)における直近の継続状況を担当部局としてどのように評価していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択数:

☐	1	目標達成に向けて、順調に進んでいる。
☐	2	目標達成が困難な状況である。
☐	3	評価していない。

(選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。)

Q 1-8. 実行計画(事務事業編)の原直しについて

全国体が御回答ください。

(1). 政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)を受けた実行計画(事務事業編)の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

	1	2	3	4	5
1. 政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である。	☐	☐	☐	☐	☐
(計画期間内であるが、)政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を待っている(又は検討する予定である)。	☐	☐	☐	☐	☐
計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である。	☐	☐	☐	☐	☐
過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している。	☐	☐	☐	☐	☐
策定・改定の時期は未定である。	☐	☐	☐	☐	☐

1. 2. 3. 4を選択
(策定・改定の年度(予定を含む。)を記入ください。)

平成 年度

Q1-1(1)で0又は1を選択した都道府県の御担当者の方→Q1-9へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した市町村(特別区含む。)の御担当者の方→Q1-10へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者の方→Q1-14へ

Q1-1(1)で2～5を選択した場合、Q1-8(2)へ

↓Q1-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)の直近の中間見直しの予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:

	1	2	3
1. 予定がある。	☐	☐	☐
2. 予定がない。	☐	☐	☐
3. 不明	☐	☐	☐

平成 年度

↓Q1-8(2)で1を選択した場合のみ

(3). 実行計画(事務事業編)における中間見直しの対象について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

	対象	1. 対象としている。	2. 対象としていない。	3. 不明
目標(産量効果・排出量削減目標など)	☐	☐	☐	☐
取組(再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など)	☐	☐	☐	☐
管理(進捗管理の仕組みや評価・公表の仕組みなど)	☐	☐	☐	☐

都道府県の御担当者の方→Q1-9へ、市町村(特別区含む。)の御担当者の方→Q1-10へ、地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者の方→Q1-14へ
都道府県の御担当者の方への御回答ください。
Q 1-9. 政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。(複数回答可)。

☐	市内の市町村における取組の優良事例の積極的収集
☐	市内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づき取組が困難な市町村に対する積極的な助言
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づき取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
☐	その他(実行計画策定・改定及び計画に基づき取組が困難な市町村に対する情報提供など)
☐	取り組んでいない。

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

(取り組んでいる理由を具体的に御記入ください。)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q 1-10. 算定対象となる施設の情報に關してお伺いいたします。
実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施に当たっては、団体として保有している施設の情報を把握・整理しておくことが重要で、施設情報の把握・整理に關しては、「公共施設等総合管理計画」策定に当たって収集されたデータ(例えば、固定資産台帳データや更新費用試算ソフトの入力情報を含みます。)を活用することが効果的であると考える場合があります。

※一層に「公共施設等総合管理計画」は、資料課等において策定されるケースが多く見られます。

(1). 貴団体において、「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータは、どのような形式で取得・利用することが可能ですか？(該当する項目すべてを教えてください)

☐	紙
☐	CSVなどの電子形式に情報を取り込める形式(機械読取可能なデータ)
☐	上記以外の電子データ(PDF等)
☐	不明

(2). 実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施に当たり、「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用していますか？

回答:

選択数: ☐ 1 「公共施設等総合管理計画」を知らない。
☐ 2 活用している。
☐ 3 活用したいと考えているが現状は活用していない。
☐ 4 活用することを考えていない。
☐ 5 その他のデータを活用している。
☐ 6 不明

(「その他データ」の内容を具体的に御記入ください。)

(3). 上記質問で3又は4と回答いただいた方にお伺いします。「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータを活用されていない理由について当てはまるものをお選びください。

回答:

選択数: ☐ 1 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが不足していたため
☐ 2 これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていないと考えるため
☐ 3 その他のデータから公共施設の情報把握が可能のため
☐ 4 計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため
☐ 5 その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

(2). 上記の対象施設において、貴団体の管轄区域外にある施設の有無について当てはまるものをお選びください。

回答:

選択数:

☐	1	有り
☐	2	無し
☐	3	不明

(3). 上記の対象施設分類で「2:対象外」又は「3:一部対象外」を選択した施設等について、対象としていない主な理由として当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	管理委託しているため
☐	指定管理をしているため
☐	PFI(Private Finance Initiative)で運営しているため
☐	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため
☐	光熱水費を自団体が負担していない施設は対象外としているため
☐	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため
☐	変電年度以降に新設された施設等のため
☐	合併前の団体の施設等のため
☐	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため
☐	その他
☐	不明

↑

(「その他」の内容を具体的に記入ください。例)他部局との連絡が図られていない、知見のある職員が配属されていない等)

■ 温床素エネルギー
地下、河川水、下水などの水資源は、夏場は気温より低く、冬場は気温より高くなります。温床素エネルギー利用は、この水の持つ熱をヒートポンプを利用して利用するもので、冷暖房など地域熱供給源として利用されています。

地下水、河川水、下水などの水温は、夏場は気温より高く、冬場は気温より低くなります。温度差工ネル

十一 利川は、この米の付つ産を二トボノを用いて利用するもので、や飯房など地城監世録書として利用されています。

[illegible]

※③：ここでは「廃棄物」は次のものとします。→建設資材廃棄物(シアル木材)、その他木材)、一般廃棄物(その他のバイオマス(固定炭・木くず、紙、食品廃棄、廃食用油、黒液、いわゆる「こみ発電」も該当します。))
なお、「資源利用」に供する木質バイオマスの証明のための「ガイドライン」に基づき証明の成立要件及び輸入材については、建設資材廃棄物として区分するものとします。

(2) 今後の新たな再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用をめぐる検討状況について当てはまるものをお選びください。

回答:

選択数:

☐	1	検討している。
☐	2	検討していない。
☐	3	検討したが導入先として適切な施設や設備を確保していない。
☐	4	不明

(3) 今後の新たな再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用をめぐる緊急事項として当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

選択数:

☐	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入可能性が不明
☐	設備の導入に係る経費の負担
☐	設備の運用・維持に係る経費の負担
☐	得られたエネルギーの活用方法(需給先の確保)
☐	活用に関するノウハウ
☐	関係する他部局・課室との合意形成
☐	その他

<※重要なお知らせ>
理研省では、再生可能エネルギーの導入可能性調査から設備導入に至るまで多様な補助金のメニューを用意しており、本年8月に平成30年度補助金要求書を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策案」を公表しております。詳しくは以下URLよりご覧ください。
<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30ju-ken-sasakushu.html>

Q 1-13 都道府県、市町村(特別区含む。)の全国団体が御回答ください。

下表のうち、温室効果ガス削減に向けて取組を実施している施設があれば、を御記入ください。併せてその取組の具体的な内容を御記入ください。

<※重要なお知らせ>

○温室効果ガス削減に向けた具体的な取組については、「地球温暖化対策推進法」第26条に基づき、「温室効果ガス削減等計画」(平成28年5月13日閣議決定)に概ね、地方公共団体が講ずべき措置の一つとして、「温室効果ガス削減等計画」に基づき省エネルギーの推進等が定められています。
これまで、「業務部門」、「施設部門」、「産業部門(製造業)」、「上水道・工業用水部門」及び「下水道部門」について、「温室効果ガス削減等計画」が公表されています。
詳しくは、以下URLより温室効果ガス削減等計画について(PDF)をご覧ください。
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/efl/efl-guideline/files/efl-guideline_6.pdf

○事務等では、省エネルギーの可能性調査から省エネルギー型設備(照明、空調、コジェネレーションシステムなど)を導入に至るまで、多様な補助金のメニューを用意しており、本年8月に「平成30年度補助金要綱」を取りまとめ、地方公共団体向け「平成30年度重点施策」を公表しております。詳しくは以下URLをご覧ください。
<http://www.env.go.jp/eulder/budget/h30/h30quten-sesakushu.html>

主な施設	設備・機器の使用に関する取組	設備・機器の導入・更新に関する取組			設備・機器の設置・機器の更新・機器に関する取組	その他の省エネに関する取組	直近の実行計画の進捗率までに実施した主要取組の具体的な内容
		内、省エネLED化率(%)	内、省エネLED化率(LED化率)(%)	内、省エネLED化率(LED化率)(%)			
市民文化施設	集会施設						
文化施設	図書館						
社会教育系施設	図書館等						
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設						
施設	レクリエーション施設・観光施設						
産業系施設	産業系施設						
学校教育系施設	学校						
子育て支援施設	その他教育施設						
子育て支援施設	幼児・児童施設						
保健・福祉施設	高齢福祉施設						
保健・福祉施設	障害福祉施設						
保健・福祉施設	児童福祉施設						
保健・福祉施設	その他社会福祉施設						
医療施設	医療施設						
行政系施設	庁舎等						
行政系施設	消防施設						
行政系施設	その他行政系施設						
公営住宅	公営住宅(居住部除く)						
公園	公園						
供給処理施設	一般廃棄物処理施設						
供給処理施設	上水道施設						
供給処理施設	下水道施設						
供給処理施設	その他供給施設						
その他	車両						
その他	屋外照明						
その他	信号機						
その他	その他						
施設名:	施設名:						
施設名:	施設名:						
施設名:	施設名:						

全団体が御回答ください。

Q 1-14. 職員に対する取組に関して

(1). 職員に対する運営効果ガス調査に向けた普及啓発等として、
需も力を入れている取組をお選びください。

回答:

(2). 選択肢のうち、最も効果的と考える取組をお選びください。

回答:

(1) 需も力を入れている取組	(2)	取組内容
☐	☐	1 職員研修の充実
☐	☐	2 内部監査員の養成
☐	☐	3 体験型研修等の実施
☐	☐	4 庁内人材を活用した情報提供
☐	☐	5 e-ラーニングを活用した自主学習の推進
☐	☐	6 計画書、概要書の発行
☐	☐	7 職員たよりの発行
☐	☐	8 館内放送の活用
☐	☐	9 ボクサーの活用
☐	☐	10 その他

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

(3). 上記(1)で選択した取組の職員による自主的な行動への効果について当てはまるものをお選びください。

回答:	選択肢:	
☐	☐	1 職員の自主的な行動に繋がっている。
☐	☐	2 職員の自主的な行動は部分的である。
☐	☐	3 職員の自主的な行動に繋がっていないとはいえない。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

2. 区域施策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))の場合のみ回答

都道府県、市町村(特別区含む。))の全団体が御回答ください。

実行計画(区域施策案)の策定・改定状況について

※重要なお知らせ▶

地方公共団体実行計画(区域施策案)(以下「実行計画(区域施策案)」)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)(第21条第3項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特別市を含む。))に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条(1・2)(略)

3 都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴つて排出される温室効果ガスの量により少ない製品及びサービスの利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の促進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
- 四 その区域内における産業等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する産業等をいう。))の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。))の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(抜粋)

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都

市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画(以下「地方公共団体実行計画(区域施策案)」)を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画(区域施策案)を策定し実施するよう努める。

(1). 平成29年10月1日現在における最新の実行計画(区域施策案)に係る今後の予定について、下の選択表の中から選択ください。

回答:

選択表:

	0	1	2	3	4	5
過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
既に計画期間を経過しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
既に計画期間を経過しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。	☐	☐	☐	☐	☐	☐

1、3、5を回答

平成 年度

(策定・改定を予定している年を御記入ください。)

02-1(1)で0又は1を選択した場合→02-1(3)へ、02-1(1)で2～5を選択した場合→02-1(2)へ

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

- (2)．平成29年10月1日現在の実行計画（区域施策案編）の策定・改定年度及び計画期間を御記入ください（数値の記入は半角英数字にてお願いいたします。改定した場合は、最新の実行計画（区域施策案編）について御記入ください。）。
- また、最新の実行計画（区域施策案編）の名称を御記入ください。

当初策定年度	平成	年度	計画期間	年間
※開始年度から目標年度までの年数				
最終改定年度	平成	年度	計画期間	年間
※改定した場合のみ記入				

記入例
策定年度：平成21年度、開始年度：平成21年度、
目標年度：平成27年度の場合、計画期間は7年間
記入例
策定年度：平成21年度、開始年度：平成22年度、
目標年度：平成27年度の場合、計画期間は6年間

最新の実行計画（区域施策案編）の名称を御記入ください。

02-1(1)で2、3又は5を選択した場合→02-1(4)へ、02-1(1)で0、1又は4を選択した場合→02-1(3)へ

↓02-1(1)で0、1又は4を選択した場合

- (3)．実行計画（区域施策案編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎているも未改定の理由について、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	計画を策定、改定するための人員が不足しているため
☐	計画に盛り込む対象の予算等の確保が難しいため
☐	他の部局・課室の協力が得られにくいため
☐	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
☐	最新の技術情報や知識が不足しているため
☐	対象、施策の効果の見積もりや評価が難しいため
☐	有望な対象、施策が思いつかないため
☐	熱帯災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため
☐	地球温暖化対策の優先度が低い
☐	適量効果ガスの排出量の算定方法が分からないため
☐	周辺の団体も未策定であるため
☐	その他
☐	上記に該当するものがない。

↓ Q2-1(1)で2～5を選択した場合

(4) 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定（現状推計及び将来推計など）及び温室効果ガス削減目標算定で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認が収集が大変である。
☐	算定・推計方法が専門的で分からない。
☐	計画を策定・改定するための人員が不足している。
☐	専門家の助言が必要である。
☐	電気・都市ガスなど供給者データの提供にながな協力が得られない。
☐	目標値の設定に苦慮した。
☐	その他
☐	情に無し
☐	不明

（「その他の」の内容を具体的に記入ください。） 別国の削減目標が未定だったため、算定の根拠データが古く家計に即した推計が難しい、等

--

↓ Q2-1(1)で2～5を選択した場合

(5) 最新の実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

☐	国際的な仕組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
☐	削減目標の設定
☐	対策・施策の検討
☐	対策・施策の削減効果の試算
☐	推進体制の検討・構築
☐	その他
☐	情に無し
☐	不明

（「その他の」の内容を具体的に記入ください。） 別国や県の方針が未定だったため、整合が図りづらかった、等

--

都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
(6). 掲載省では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: <http://www.env.go.jp/policy/local/keikaku/kuiki/index.html>)にて、実行計画(区域施策策定)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。平成29年3月に掲載者は「地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(特別策)(Ver1.0)」を取りまとめました。
これらのマニュアルやツールのうち、最新の実行計画(区域施策策定)の策定又は改定に当たって使用したものや、現在使用しているものについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)
☐	地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(策定手法編)(Ver1.0)
☐	地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(特別策)(Ver1.0)
☐	平成29年3月に公表された最新のマニュアル類(上記3つ)の存在を知らない。
☐	地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(第1版)
☐	地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(第1版)簡易版
☐	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
☐	排分法(データ)部門別CO ₂ 排出量の状況集計
☐	排分法(ツール)部門別CO ₂ 排出量計算シート
☐	排分法(データ)運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計データ
☐	排分法(ツール)排分法による排出量算定支援ツール
☐	【データ】自治体排出量カルテ
☐	【ツール】区域施策策定目標設定・進捗管理支援ツール
☐	【データ】自治体データベース
☐	使用していない。
☐	平成29年2月以前に公表されたマニュアルやツールの存在を知らなかった。
☐	使用したかどうか分からない。
☐	独自の策定ファイルを作成した。
☐	その他

平成29年3月に公表された最新のマニュアル類

↑上記訪問で「地方公共団体実行計画(区域施策策定)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)」を選んだ方
(7). 実行計画(区域施策策定)の策定・実施マニュアル(本編)の用途として当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	今年度策定・改定を予定しているため参考としている。
☐	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。
☐	区域施策策定の策定に際して参考としている。
☐	その他

↑(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

--

都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

(8)。「地球温暖化対策推進法」の平成29年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)。

貴団体に於ける実行計画(区域施策等)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

また、予定がある場合は具体的な共同する予定がある相手先を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

回答:

選択肢:

☐	1	平成28年度又はそれ以前に策定済である。
☐	2	平成28年度中に共同した計画を策定予定
☐	3	平成30年度以降に共同した計画を策定予定
☐	4	共同策定の予定はないが関心がある。
☐	5	共同策定の予定がなく関心もない。
☐	6	検討していない。
☐	7	不明

(共同する予定の団体を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。)

2、3を選択肢

(共同しない団体について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

4を選択肢

☐	市内の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
☐	属する都道府県(市町村(特別区含む。))の場合)
☐	近隣の市町村(特別区含む。)
☐	一部事務組合及び広域連合
☐	その他

Q2-1(1)で0又は1を選択した場合→Q2-4(1)へ、Q2-1(1)で2～5を選択した場合→Q2-1(9)へ

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合

(9)。「地球温暖化対策推進法」第21条第8項において都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬとされていますが、策定した実行計画(区域施策等)の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している。
☐	広報誌で公表している。
☐	環境報告書、環境白書等で公表している。
☐	専用の冊子等を作成し公表している。
☐	環境審議会で公表している。
☐	議会報告で公表している。
☐	記者発表をしている。
☐	イベント展示などで公表している。
☐	掲示板、開覧コーナー、情報公開室等で公開している。
☐	その他
☐	公表していない。
☐	不明

(掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は公表していない。1の理由を具体的に御記入ください。例) その他: 議決案が実行しているメールマガジン等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため等)

↓ 02-1(1)で2～5を選択した場合

Q 2-2. 実行計画(区域施策編)の目標設定と対象について

- (1). 実行計画(区域施策編)における各部門のエネルギー起運CO₂排出量の算定手法について、下の選択表の中から選びください。
なお、ここでは、平成29年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル第1.0版」を「新マニュアル」と表記します。また、平成28年以前に公表された古いマニュアル版を「旧マニュアル」と表記します。

回答	部門	1 旧マニュアルに 準じた算分法 (簡易型)	2 旧マニュアルに 準じた算分法 (標準型)	3 旧マニュアルに 準じた算分法 (標準型)	4 旧マニュアルに 準じた算分法 (詳細型)	5 新マニュアルに 準じた算分法 (標準型)	6 算分手法	7 算定してい ない。
	産業部門	○	○	○	○	○	○	○
	民生家庭部門	○	○	○	○	○	○	○
	民生業務部門	○	○	○	○	○	○	○
	運輸部門	○	○	○	○	○	○	○
	エネルギー転換部門	○	○	○	○	○	○	○

- (2). 実行計画(区域施策編)において、エネルギー起運CO₂以外の温室効果ガス排出量又は吸収量の吸収率のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択表の中から選びください。

回答	分野	1 対象としている。	2 対象としていない。
	燃料の燃焼分野	○	○
	工業プロセス分野	○	○
	農業分野	○	○
	廃棄物分野	○	○
	代替フロン等4ガス分野	○	○
	森林等の吸収源	○	○
	その他	○	○

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。例)運輸部門のメタン、一酸化二窒素等)

- (3). 実行計画(区域施策編)における直近の目標設定の有無について、目標の種類ごとに下の選択表の中から選びください。

※短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

	目標の種類	設定の有無	
		1 設定している。	2 設定していない。
総量目標	区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標、地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、原則として設定	○	○
温室効果ガス排出量 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標	○	○
最終エネルギー消費量 目標	区域の最終エネルギー消費量の目標	○	○
最終エネルギー消費 原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標	○	○
再生可能エネルギー 導入量目標	区域の再生可能エネルギーの導入量の目標	○	○
部門・分野別目標	産業、業務その他部門、家庭部門、運輸部門等の部門や、工業プロセス、廃棄物等の分野における排出量目標	○	○

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

- (4) 実行計画(区域施策欄)における温室効果ガス排出量・吸収量の基準年度値、目標年度値及び直近の算定値を御記入ください。
 ※下表の部門・分野の分類は、平成29年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策欄)策定・実施マニュアル」に準拠しています。直近の実行計画(区域施策欄)において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。
 ※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
 ※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

目標	基準年度値	直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②		目標年度値③
		年度	年度	年度	年度	2030年度	2050年度	
基準年度・目標年度(西暦)	2013年度		年度	年度				
計画における基準年度や目標年度がデフォルト値と異なる場合は入力								
部門・分野別の目標	エネルギー起源CO ₂	産業部門						t-CO ₂
		業務その他部門						t-CO ₂
		家庭部門						t-CO ₂
		運輸部門						t-CO ₂
		エネルギー転換部門						t-CO ₂
	エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野						t-CO ₂
		工業プロセス分野						t-CO ₂
		農業分野						t-CO ₂
		廃棄物分野						t-CO ₂
		代替フロン等4ガス分野						t-CO ₂
森林等の吸収源(▲)							t-CO ₂	
その他							t-CO ₂	

↓ 02-1(1)で2～5を選択した場合

(5) 実行計画(区域・事業種)における部門・分野別の対象・事業の目標の達成状況について、下の選択表の中からお選びください。また、対象・事業の目標の具体的な内容(補助金による再生可能エネルギー設備・設備の導入量、エネルギーの削減率など)を御記入ください。

対象・事業の目標		目標設定の有無		具体的な内容
		回答	1 設定している。	2 設定していない。
部門・分野別の目標	エネルギー 起源CO ₂		☐	☐
	産業部門		☐	☐
	業務その他部門		☐	☐
	家庭部門		☐	☐
	運輸部門		☐	☐
エネルギー以外の 起源CO ₂ 以外の ガス	エネルギー転換部門		☐	☐
	燃料の燃焼分野		☐	☐
	工業プロセス分野		☐	☐
	農業分野		☐	☐
	廃棄物分野		☐	☐
	代替フロン等4ガス分野		☐	☐

↓ 02-2(3)の温室効果ガス排出原単位目標で1を選択した場合のみ

(6) 実行計画(区域・事業種)における部門・分野別の目標設定の有無について、下の選択表の中からお選びください。また、その単位を御記入ください。

温室効果ガス排出原単位目標		目標設定の有無		単位
		回答	1 設定している。	2 設定していない。
部門・分野別の目標	エネルギー 起源CO ₂		☐	☐
	産業部門		☐	☐
	業務その他部門		☐	☐
	家庭部門		☐	☐
	運輸部門		☐	☐
エネルギー以外の 起源CO ₂ 以外の ガス	エネルギー転換部門		☐	☐
	燃料の燃焼分野		☐	☐
	工業プロセス分野		☐	☐
	農業分野		☐	☐
	廃棄物分野		☐	☐
	代替フロン等4ガス分野		☐	☐

例えば、1人あたりの温室効果ガス排出量を目標としている場合は、「kg-CO₂/人」と御記入ください。

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

(7) 実行計画(区域施策編)の位置づけについて

① 実行計画(基幹事業編)と統合していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	1	2	3
統合している。	☐	☐	☐
今後、改定時に統合を予定している。	☐	☐	☐
統合してない。	☐	☐	☐

② 実行計画(区域施策編)は、「環境基本計画」との調和・連携又は統合が図られていますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	1	2	3	4	5
環境基本計画と統合している。	☐	☐	☐	☐	☐
環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。	☐	☐	☐	☐	☐
環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携は図っている。	☐	☐	☐	☐	☐
環境基本計画とは連携を図っていない。	☐	☐	☐	☐	☐
環境基本計画を策定していない。	☐	☐	☐	☐	☐

③ 実行計画(区域施策編)とその他の行政計画(環境基本計画を除く。)との調和・連携又は統合について、下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。

回答	行政計画	1 図られている。	2 図られていない。	3 当該計画を策定していない。	4 不明
	総合計画	☐	☐	☐	☐
	「都市計画」に基づき「都市計画マスタープラン」	☐	☐	☐	☐
	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」	☐	☐	☐	☐
	「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」	☐	☐	☐	☐
	「農村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」	☐	☐	☐	☐
	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」	☐	☐	☐	☐
	公共施設等総合管理計画	☐	☐	☐	☐
	一般廃棄物処理基本計画	☐	☐	☐	☐
	環境モデル都市アクションプラン	☐	☐	☐	☐
	環境未来都市計画	☐	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐	☐

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。）

●「調和・連携」とは
実行計画（区域施策編）が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画（区域施策編）の目的や施策について、関連する部分野の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●「統合」とは
実行計画（区域施策編）が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

④ 他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、土地造成、再開発事業等）は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。下の選択版の中からお選びください。

回答:

選択版:

☐	1	図られている。
☐	2	図られていない。

（上記の回答のように判断する理由を御記入ください。）

例) 図られている理由:総合計画において、他の行政計画に基づき事業についても地球温暖化対策との調和・連携を図る旨が規定されている。
事業の企画・実施段階でのチェックリストに地球温暖化対策を含む連携配置について確認することが義務付けられている 等
図られていない理由:連携した事業がない。調和・連携を図る内容となっていない 等

↓ 02-1(1)で2～5を選択した場合のみ

0 2-3. 実行計画（区域施策等）の進捗管理の仕組みについて

(1). 実行計画（区域施策等）の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるものをお選びください（複数回答可）。

☐	地方公共団体実行計画協議会
☐	地球温暖化対策地域協議会
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される所内組織
☐	その他
☐	協議・審議する場はない。
☐	不明

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。）

(2). 実行計画（区域施策等）の進捗状況を協議・審議する場のメンバーについて、当てはまるものをお選びください（複数回答可）。

☐	都局内担当者
☐	庁内の関係都局担当者
☐	環境審議会
☐	関係各課等で構成される所内組織
☐	NPO等
☐	住民代表
☐	地元の企業担当者
☐	外部の学識経験者
☐	計画原案を委託した外部業者
☐	その他
☐	協議・審議する場はない。
☐	不明

（「その他」の内容を具体的に御記入ください。例）他の地方公共団体職員、関係省庁職員 等）

Q 2-4. 郡連南原、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

区域施策に関する吸収源対策の取組状況

(1). 吸収源対策の取組状況について、下の選択表の中からお選びください。(対策ごとに1つ選択)。

回答	1	2	3	4
	1. 実行計画(区域施策編)に位置付けて、取り組んでいる。	2. 実行計画(区域施策編)に位置付けていないが、取り組んでいる。	3. 取り組んでいない。	4. 不明
吸収源対策に関する取組				
森林吸収源対策	☐	☐	☐	☐
農地土壌炭素吸収源対策	☐	☐	☐	☐
都市緑化等の推進	☐	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐	☐

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合→Q2-4(2)へ、1を選択した項目がない場合→Q2-5へ

↓Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合のみ

(2). 実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述含む。)を御記入ください。

例)森林吸収源対策として、〇〇年度までに△△haの間伐を実施する 等

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q 2-5. 区域施策に関する気候変動による影響への適応(適応策)の取組状況について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	適応策を主目的とする行政計画(実行計画(区域施策編)を除く。)を策定している。
☐	実行計画(区域施策編)に適応策を盛り込んでいる。
☐	実行計画(区域施策編)以外の行政計画に適応策を盛り込んでいる。
☐	いずれの行政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。
☐	適応策は講じていない。
☐	不明

(計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容に当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

☐	農業・畜産・林業・水産業 気候変動による影響の例：農産物・畜産物の品質低下による一帯半北東の低下や、りんご等の生育不良等 適応策の例：水産物の品質向上に向けた関係・普及、農産物の品質向上に向けた関係等
☐	水環境・水資源 気候変動による影響の例：水質の悪化、関係水資源の減少や関係水資源の減少による水質の悪化等 適応策の例：関係水資源の減少や関係水資源の減少による水質の悪化等
☐	自然生態系 気候変動による影響の例：生態系上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による生態系の悪化等 適応策の例：生態系上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による生態系の悪化等
☐	自然環境・国土利用 気候変動による影響の例：国土利用上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による国土利用の悪化等 適応策の例：国土利用上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による国土利用の悪化等
☐	健康 気候変動による影響の例：熱中症増加、関係水資源の減少や関係水資源の減少による健康の悪化等 適応策の例：熱中症増加、関係水資源の減少や関係水資源の減少による健康の悪化等
☐	産業・経済活動 気候変動による影響の例：産業上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による産業の悪化等 適応策の例：産業上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による産業の悪化等
☐	国民生活・都市生活 気候変動による影響の例：国民生活上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による国民生活の悪化等 適応策の例：国民生活上の関係水資源の減少や関係水資源の減少による国民生活の悪化等
☐	地域での適応の推進 気候変動による影響の例：地域での関係水資源の減少や関係水資源の減少による地域の悪化等 適応策の例：地域での関係水資源の減少や関係水資源の減少による地域の悪化等
☐	その他 気候変動による影響の例：その他関係水資源の減少や関係水資源の減少によるその他の悪化等 適応策の例：その他関係水資源の減少や関係水資源の減少によるその他の悪化等

●緩和策と適応策

気候変動への対策は、「緩和策」と「適応策」に大別されます。
これらのうち、「緩和策」は、気候変動の原因となる温室効果ガスについて、その排出を抑制・削減を図る取組です。具体的には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、森林吸収源の整備等があります。
これに対し、「適応策」は、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。具体的には、高気温下でも育成できる農作物の品種改良や、自然災害（台風等）の激甚化に対するインフラの整備・強化等があります。

- Q 2-6. 都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。
国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について
(1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について
① 再生可能エネルギー一層拡大に係る固定資産税減免等の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	☐	1	措置を講じている。
	☐	2	措置を講じる予定があり、検討している。
	☐	3	措置を講じていない。

(追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

- ② 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	☐	1	措置を講じている。
	☐	2	措置を講じる予定があり、検討している。
	☐	3	措置を講じていない。

(追加的な取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

- ③ 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用状況について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	条例に基づき温室効果ガス排出量報告制度を導入している。
☐	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。
☐	条例に基づき地球温暖化対策計画書制度を導入している。
☐	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。
☐	条例に基づき温室効果ガス排出量取引制度を導入している。
☐	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある。
☐	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない。

(2). 地域のおきな課題に答える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるものについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	業務中心地区や工業団地等におけるOEMsや地域熱供給の導入などの面的取組
☐	都市のコンパクト化
☐	公共交通網の再構築
☐	スマートモビリティの構築
☐	まちづくりに参加する人づくり、ネットワークづくりの促進
☐	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援
☐	その他
☐	取り組んでいない。

(1)その他の内容を具体的に御記入ください。)

--

(3). 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携について

① 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況について、下の選択肢からお選びください。

回答:		選択肢:	☐ 1	実施している。
			☐ 2	予定があり、検討中。
			☐ 3	予定がない。

02-6(3)Xで1を選択した場合→02-6(3)Xへ

02-6(3)Xで2又は3を選択した都道府県の御担当者の方→02-7へ

02-6(3)Xで2又は3を選択し、02-1(1)で0又は1を選択した市町村(特別区を含む。)の御担当者の方→02-9へ

02-6(3)Xで2又は3を選択し、02-1(1)で2～5を選択した市町村(特別区を含む。)の御担当者の方→02-8(1)へ

1. 02-6(3)Xで1を回答した場合のみ

② 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。また、取組の具体的な内容を御記入ください。

☐	自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有
☐	自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施
☐	連携中核都市圏(相応な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏)における対策・施策の連携・協調
☐	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施
☐	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に関する情報共有
☐	その他
☐	取り組んでいない。

(取組内容を具体的に御記入ください。)

--

都道府県の御担当者の方→Q2-7へ
市町村(特別区を含む。)で、Q2-1(1)で0又は1を選ばした御担当者の方→Q2-9へ
市町村(特別区を含む。)で、Q2-1(1)で2～5を選ばした御担当者の方→Q2-8(1)へ

都道府県の御担当者の方のみ御回答ください。
都府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、取り組んでいるものを全てお選びください。
(複数回答可)。

☐	市内の市町村における取組の優良事例の情報収集
☐	市内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進
☐	実行計画(区域施策)の点検の実施状況等について
☐	「地球温暖化対策推進法」第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づき計画に基づき取組が困難な市町村に対する技術的な助言
☐	実行計画の策定・改定及び計画に基づき取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等
☐	その他(実行計画策定・改定及び計画に基づき取組が困難な市町村に対する情報提供等)
☐	取り組んでいない。

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

--

Q2-1(1)で0又は1を選ばした場合は→Q2-9へ、Q2-1(1)で2～5を選ばした場合は→Q2-8(1)へ

↓Q2-1(1)で2～5を選ばした場合のみ

Q2-8. 実行計画(区域施策)の点検の実施状況等について

(1). 地球温暖化対策推進法「第21条第10項において都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づき計画に基づき取組が困難な市町村に対する技術的な助言」に基づき取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等

回答:

選択数:	1	毎年実施している。
	2	毎年ではないが、定期的に実施している。
	3	予定が通り、継続している。
	4	実施してはいるが、今後実施する予定はない。
	5	その他

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

--

Q2-8(1)で1又は2を選ばした場合は→Q2-8(2)へ、Q2-8(1)で3～5を選ばした場合は→Q2-8(6)へ

↓Q2-8(1)で1又は2を選ばした場合のみ

(2). 実行計画(区域施策)の進捗評価の対象について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	区域内の温室効果ガス排出量の増加
☐	設定した目標の達成状況
☐	対策・施策の進捗状況等
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

--

↓02-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(3) 実行計画(区域施策編)の進捗評価結果の公表方法について、当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

☐	ホームページで公表している。	(掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。) ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。
☐	広報誌で公表している。	
☐	環境報告書、環境白書等で公表している。	
☐	専用の冊子等を作成し公表している。	
☐	環境審議会で公表している。	
☐	議会報告で公表している。	
☐	記者発表をしている。	
☐	イベント展示などで公表している。	
☐	掲示板、開庁コーナー、情報公開室等で公開している。	
☐	その他	
☐	公表していない。	(「その他」の内容又は「公表していない理由」を具体的に御記入ください。例) その他:誰が発信しているメールでフィッシング等、公表していない理由:計画期間が経過しているため 等)
☐	不明	

↓02-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(4) 実行計画(区域施策編)の進捗評価結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

☐	国内機関(国や都道府県など)へ報告している。	<参考> 全国の優良事例を地方公共団体実行計画(区域施策編)決定・実施マニュアル事例集に掲載。
	報告機関を添1	
	報告機関を添2	
☐	海外機関へ報告している。	
	報告機関を添1	
	報告機関を添2	
☐	他の行政計画等の施策内容の補完材料としている。	
☐	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	
☐	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している。	
☐	審議会・委員会への報告資料としている。	
☐	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている。	
☐	その他の方法に適用している。	
☐	具体的内容	
☐	活用していない。	
☐	不明	

↓ Q2-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(5) 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果を相当部(局)課長としてどのように評価していますか、下の選択肢の中からお選びください。

① 回答:

選択肢:

☐	1	目標達成に向けて、順調に進んでいる。
☐	2	目標達成が困難な状況である。
☐	3	評価していない。

Q2-8(5)①で1を選択→Q2-8(5)②へ、Q2-8(5)②で2を選択→Q2-8(5)③へ、Q2-8(5)③で3を選択→Q2-8(5)へ

↓ Q2-8(5)①で1を選択した場合のみ

② 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	工場・事業所における省エネルギーの進展
☐	自動車等の低炭素化の進展
☐	再生可能エネルギーの導入の拡大
☐	家庭部門における省エネルギー・節電の定着
☐	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下(人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業種不振等)
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

Q2-8(5)②で1を選択→Q2-8(5)へ

↓ Q2-8(5)②で2を選択した場合のみ

③ 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因として考えられることについて、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	電力排出係数の悪化
☐	激甚災害等(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響
☐	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加(人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等)
☐	普及啓発の停滞
☐	対策・施策(普及啓発を除く。)の停滞・後退
☐	その他
☐	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

↓Q2-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(6) 実行計画(区域施策等)の推進過程で困っていることについて、当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

☐	財源が不足している。
☐	人員が不足している。
☐	他の部局・課室の協力が得られにくい。
☐	事業者の理解や協力が得られにくい。
☐	住民に対する普及啓発が難しい。
☐	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。
☐	最新の技術情報や知見が不足している。
☐	対策・施策の効果の算定方法や評価が難しい。
☐	有望な対策・施策が見つからない。
☐	補助金など強力的な運用ができていない。
☐	津波災害等(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響が続いている。
☐	地球温暖化対策の優先度が低い。
☐	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。
☐	対策・施策の費用対効果が低い。
☐	その他
☐	他に困っていることはない。

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

--

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

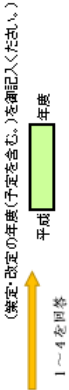
Q 2-9. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

(1). 政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた実行計画(区域施策編)の策定・改定の状態について、下の選択肢の中から選びください。

回答:

選択肢:

☐	1	政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である。
☐	2	(計画期間内であるが、)政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を検討している(又は検討する予定である)。
☐	3	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である。
☐	4	過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している。
☐	5	策定・改定の時期は未定である。



02-1(1)で0又は1を選択した場合→03-1へ、02-1(1)で2〜5を選択した場合→02-9(2)へ

↓ 02-1(1)で2〜5を選択した場合のみ

(2). 実行計画(区域施策編)の中間見直し(計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を提野に入れた全面的な進捗評価)の予定について、下の選択肢の中から選びください。

(中間見直しの予定年度を御記入ください。)

回答:

選択肢:

☐	1	予定がある。
☐	2	予定がない。
☐	3	不明



02-9(2)で1を選択した場合→02-9(3)へ、02-9(2)で2〜3を選択した場合→02-10へ

↓ 02-9(2)で1を選択した場合のみ

(3). 実行計画(区域施策編)の各事項における中間見直しの対象について、下の選択肢の中から選びください。また、見直しを行う理由については具体的に御記入ください。

回答	1 対象としている。	2 対象していない。	3 不明	見直し対象と理由
	☐	☐	☐	目標や対策・施策の内容
	☐	☐	☐	見直し理由
	☐	☐	☐	進捗管理の仕組み
	☐	☐	☐	見直し理由
	☐	☐	☐	評価結果の公表のあり方
	☐	☐	☐	見直し理由

↓ a2-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 2-10. 地域の運営効果ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(1). 平成28年春以前の電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量（kWh）・ガス販売量などのデータの提供について、当てはまるものをお選びください。

販売量データ	回答	1	2	3
		提供を受けていた。	提供を受けていなかった。	不明
電力販売量		☒	☒	☒
ガス販売量		☒	☒	☒

(2). 上記（１）で「提供を受けていた。」を選択された団体にお伺いします。

エネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。
※なお、「旧一般電気事業者」とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の10社を指します。また、下記において「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは、いわゆる新電力などを指します。

選択肢:

☐	旧一般電気事業者から提供した区域に販売された全ての電力量(当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
☐	旧一般電気事業者から提供した区域に販売された電力量(当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない。)
☐	旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供した区域に販売された電力量
☐	都市ガス事業者から提供した区域に販売された都市ガス量
☐	LPガス事業者から提供した区域に販売されたLPガス量
☐	旧一般電気事業者から提供した区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
☐	旧一般電気事業者から提供した区域に供給された電気の電力排出係数
☐	旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供した区域に販売された電気の電力排出係数
☐	その他

※提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。

選択肢:

☐	部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)
☐	契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)
☐	産業別(製造業、化学工業、農業、林業等)
☐	その他

(3). 現時点における電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量（kWh）・ガス販売量などのデータの提供について、当てはまるものをお選びください。

販売量データ	回答	1	2	3
		提供を受けている。	提供を受けていない。	不明
電力販売量		☒	☒	☒
ガス販売量		☒	☒	☒

(4). 上記（3）で「1. 提供を受けている。」を選択された団体にお伺いします。
のエネルギー事業者の提供を受ける対象範囲として、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

選択肢:

☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該日一般電気事業者自身の販売量と当該日一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含む。）
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該日一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含む。）
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該日一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含む。）
☐	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量
☐	【LPGガス事業者から提供】区域に販売されたLPGガス量
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
☐	その他

の提供を受けている電力量の区分として、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

選択肢:

☐	部門別（営業部門、業務その他部門、支援部門等）
☐	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）
☐	産業別（製造業、化学工業、農業、鉄道業等）
☐	その他

(5). 上記（3）で「提供を受けている。」を選択された団体にお伺いします。
提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件として、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

選択肢:

☐	貴団体による公表に当たっては（個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推定できないように区域に電気事業者の販売量の合計値とすること。
☐	貴団体による公表に当たっては（個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推定できないように区域にガス販売量とすること。
☐	その他の条件
☐	何らの条件も提示されていない。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

3. その他地球温暖化対策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))のみ回答

都道府県、市町村(特別区含む。))の全団体が御回答ください。

Q3-1. 貴団体が、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について該当する取組に✓をお願いします。

また、上記で✓を入れた取組のうち、貴団体において最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策を一つ選択してください。取組を実施していない団体は回答しなくても構いません。

※以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第3項各号において定めらるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。

一号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用の促進

二号：区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進

三号：都市燃焼の集約、公共交通機関、経地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善

四号：低環境社会の形成

※下表における「地方公共団体が実施することが期待される施策例」とは、あくまでも「地球温暖化対策計画」別表において、国による期待・想定が明示されたものです。この明示をもって、地方公共団体に對して、これらの施策を実施する法的な義務が課せられるわけではなく、必ずしも明示された全ての施策を網羅的に実施する必要はありません。また、地方公共団体の創意工夫により、明示された施策以外の施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

該当する取組	最も力を入れている対策・施策	No.	地球温暖化対策推進法第21条第3項				地方公共団体が実施することが期待される施策例
			一号	二号	三号	四号	
☐	☒	1	☐	☐			再生可能エネルギー暖房及び再生可能エネルギー熱の利用拡大： 区域内における事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援、地方公共団体の公共施設等における積極的導入。
☐	☒	2	☐	☐	☐	☐	下水道における省エネ・創エネ対策の推進： 汚泥処理設備の更新等におけるエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない氷処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入。
☐	☒	3	☐	☐	☐	☐	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等： 水道事業者等の省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施。
☐	☒	4	☐	☐	☐	☐	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入： 一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は老朽改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入。
☐	☒	5	☐	☐	☐	☐	カーレジット制度の推進： カーレジット創出者として、温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施、地域版カーレジット制度の運営・管理。

☐	☐	6						省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進： 高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率照明、低炭素工業炉、高効率産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションについての導入支援や普及啓発。
☐	☐	7					○	廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大： 容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加。
☐	☐	8					○	施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進： 施設園芸における省エネ設備導入に係る普及啓発、省石油型・脱石油型施設園芸施設の推進、農機具の省エネ使用に関する啓発・普及、省エネ漁船への転換に関する普及啓発。
☐	☐	9					○	業種間連携省エネの取組推進： 複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進。
☐	☐	10					○	新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）： 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓発。
☐	☐	11					○	業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及： 高効率給湯器や高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく優先的導入の推進。
☐	☐	12					○	冷媒管理技術の導入： フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供。
☐	☐	13					○	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上： 事業者・消費者への普及啓発、グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の優先的な導入。
☐	☐	14					○	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施： BEMSの率先的導入、普及促進及び事業者への情報提供。
☐	☐	15					○	エネルギーの面的利用の拡大： エネルギーの面的利用システムの構築支援。
☐	☐	16					○	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進： 分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペーパル化及びペーパル品質の向上、消費者への普及啓発、実証事業などの施策への協力。
☐	☐	17					○	新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進： 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓発。
☐	☐	18					○	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及： 高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供、高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供。
☐	☐	19					○	浄化槽の省エネ化： 省エネ型浄化槽の設置支援、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発。
☐	☐	20					○	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施： HEMSの普及促進及び消費者への情報提供。
☐	☐	21					○	次世代自動車の普及、燃費改善： 普及啓発、次世代自動車の優先導入・導入支援、インフラ整備。
☐	☐	22					○	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化： エコドライブの普及・啓発。
☐	☐	23					○	公共交通機関の利用促進： 公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じて公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進。
☐	☐	24					○	トラック輸送の効率化： 普及促進、車両の大型化に対応した道路整備。
☐	☐	25					○	共同輸送の推進： 普及啓発。

☐	☐	26					海運グリーン化総合対策： 普及啓発。
☐	☐	27					鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進： 普及啓発。
☐	☐	28					港湾の最適な選別による貨物の陸上輸送距離の削減： 物流ターミナル等の整備、臨港道路の整備。
☐	☐	29					港域における総合的な低炭素化（船舶物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）： リサイクルポートの利活用の推進。
☐	☐	30					運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用： 規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、規制の特例措置を活用した事業展開のための周辺住民に対する周知などの環境整備。
☐	☐	31					混合セメントの利用拡大： リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備。
☐	☐	32					バイオマスプラスチック類の普及： バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進、自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入。
☐	☐	33					廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減。
☐	☐	34					水田メタン排出削減： 都道府県による水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進。
☐	☐	35					産業廃棄物最終処分場における堆好気性埋立構造の採用： 事業者により設置される管理型最終処分場の維持管理を維持できるよう事業者に対して適切な指導を実施。
☐	☐	36					施肥に伴う一酸化二窒素削減： 土壌診断に基づく適正施肥の推進、環境保全型農業の推進。
☐	☐	37					ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進： ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供。
☐	☐	38					業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止： 都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督、普及啓発。
☐	☐	39					業務用冷凍空調機器からの廃棄物等のフロン類の回収の促進： 都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督、普及啓発。
☐	☐	40					クールビズ及びウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用： 地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施。

☐	☐	41		☐			エコドライブ及びカーシェアリング： 地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取組の拡大・定着につ なげる普及啓発活動の実施等。
☐	☐	42			☐		道路交通対策等の推進： 交通流対策の推進、信号機の集中制御化、信号機の系統化・感応化等、信号灯器改良（LED化）。
☐	☐	43			☐	☐	一般廃棄物最終処分場における埋好気性埋立構造の採用： 埋立処分場の新設の際に埋好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性的一般廃棄物の 生物分解に伴うメタン発生を抑制。
☐	☐	44			☐	☐	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等： 汚泥焼却の高温化、汚泥焼却設備の更新時に高温燃焼設備や汚泥固形燃料化技術の導入。
☐	☐	45			☐		森林吸収源対策（健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利 用）： 森林・林業基本法（森林・林業基本計画）及び地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の 自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進。
☐	☐	46				☐	都市緑化等の推進： 「緑の基本計画」等に基づき都市公園の整備、道路、河川・河防、港湾、下水処理施設、公共賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創 出等の推進。都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に関する情報の提供。緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化 の推進。
☐	☐	47				☐	廃棄物最終処分量の削減： 有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進。
☐	☐	48		☐	☐	☐	その他取組（上記1～47以外の取組、または、 上記1～47の取組に分類不能）の概要を右欄に 簡潔に御記入いただくとともに、一号～四号の いずれに該当するかを選択願います（重複回答 可）。

Q3-2. 上記 Q3-1. で選択された、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策について、その具体的な内容を御記入ください。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

Q 4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検のために必要な行政支援について

(1). 実行計画(事務事業編)を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
☐	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
☐	実行計画(事務事業編)に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)人員確保、予算の措置 等

都道府県、政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の方のみ御回答ください。

(2). 実行計画(区域施策編)を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

☐	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
☐	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
☐	実行計画(区域施策編)の策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
☐	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
☐	実行計画(区域施策編)に盛り込む対策・施策に関する情報
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)人員確保、予算の措置 等

全団体が御回答ください。

Q 4-2. 本年度のウェブを利用した施行状況調査に関する意見・要望について、当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

☐	昨年より比べ使い勝手が全体的に向上した。
☐	昨年より比べ使い勝手は全体的に悪くなった。
☐	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。
☐	昨年度の自団体の回答結果を一括として電子チャートなどで提供してほしい。
☐	外部へのアクセス制があるためLGWAN内での登録が望ましい。
☐	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。
☐	共有PCでしかアクセスできないので不便である。
☐	操作方法が分かりにくい。
☐	画面やレイアウトが分かりにくい。
☐	修正の操作が不便である。
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)事前登録の方法が分かりにくい 等

全団体が御回答ください。

Q 4-3. 環境省に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

☐	実行計画の策定について
☐	温室効果ガス排出量算定について
☐	環境省の地球温暖化対策に関する連携メニューについて
☐	情報提供の充実について
☐	各種法令の周知(規制緩和等)について
☐	電力自由化による状況の変化について
☐	国内技術の研究開発や海外への技術移転について
☐	その他



具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:

全団体が御回答ください。

Q 4-4.

環境省では、本年8月に「平成30年度環境算要求書」を取りまとめたため、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策集」を公表しております。
貴団体において、「平成30年度重点施策集」のうち、当てはまるものを下の選択表の中から選びください。
※環境省では、本年8月に「平成30年度環境算要求書」を取りまとめたため、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策集」を公表しております。詳しくは以下URLよりご覧ください。
<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30Juten-sesakushu.html>

回答	1 関心があ り、平成30年度の申請に向けて具体的に検討したい。	2 関心があるが、平成31年度以降の申請を検討したい。	3 既に当該事業に採択されている。	4 関心がない。	事業名	頁
	☐	☐	☐	☐	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	2
	☐	☐	☐	☐	グリーンボンドを活用した低炭素化事業推進モデル事業	4
	☐	☐	☐	☐	地域低炭素推進事業推進モデル事業	4
	☐	☐	☐	☐	太陽・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー推進事業	33
	☐	☐	☐	☐	再生可能エネルギーを活用した社会インフラの低炭素化促進事業	35
	☐	☐	☐	☐	自立型水素エネルギー供給システム導入モデル事業	36
	☐	☐	☐	☐	風力発電等によるソーニング導入可能性検討モデル事業	37
	☐	☐	☐	☐	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業（人材派遣）	39
	☐	☐	☐	☐	地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業	40
	☐	☐	☐	☐	業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO ₂ 促進事業	42
	☐	☐	☐	☐	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業	46
	☐	☐	☐	☐	木材利用による業務用施設の断熱性能向上促進事業	48
	☐	☐	☐	☐	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	49
	☐	☐	☐	☐	物流分野におけるCO ₂ 削減対策促進事業	52

全団体が御回答ください。

Q 4-5.

(1). 環境省が公表する再生可能エネルギーのポテンシャル情報について

環境省では、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを算出し、「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」として公表しています。

本調査の活用状況について、当てはまるものを下の選択表の中から選びください。

※「再生可能エネルギーポテンシャル調査」 <http://www.env.go.jp/earth/condanka/rep/>

回答:	選択表:	1 実行計画の策定・改定に当たり調査結果を利用している。
		2 調査の存在は知っているが、利用していない。
		3 調査の存在を知らなかった。

(2).

環境省では、再生可能エネルギーの導入と適切な環境配慮を両立させるため、再生可能エネルギーのポテンシャル情報や、動植物の分布図等の環境配慮情報を一元的に提供する。データベースの構築を検討しています。地方公共団体や地域の事業者による再生可能エネルギー事業の導入計画の策定・実施等に当たり、データベースに掲載することが有益であると考えられる情報・データとして当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

☐	動植物の分布図等の環境配慮情報
☐	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
☐	再生可能エネルギーの導入による経済効果
☐	各再生可能エネルギーの事業性評価ツール
☐	再生可能エネルギーの導入状況
☐	その他

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。

本調査でいう「実行計画（区域施策編）」は以下のとおりです。

実行計画（区域施策編）：

本調査でいう「実行計画（区域施策編）」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている計画です。都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、これを策定することが義務とされています。

【実行計画（区域施策）の策定において満たすべき条件】（法律第21条第3項の抜粋）

- ・ 施策に関する事項として以下の4項目を定めること。
 1. 「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
 2. 「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進」
 3. 「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
 4. 「循環型社会の形成」
- ・ 都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。
- ・ 指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。
- ・ 計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。
また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講じること。
- ・ 計画を策定したときには、延滞なく、公表すること。
- ・ 毎年一回、計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表すること。

参考 4. その他配布資料

(1) 依頼文

環政計発第 1710172 号

平成 29 年 10 月 17 日

各都道府県 環境担当部局長 殿

環境省大臣官房環境計画課長

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査について（依頼）

日頃は、地球温暖化対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の地域における円滑、かつ、着実な施行に資することを目的として、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を対象として、「地方公共団体実行計画」の策定状況を始めとする地球温暖化対策推進法の施行状況について、毎年度、調査を実施しております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴都道府県の平成 29 年 10 月 1 日現在の状況について、下記のとおり御回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙 2-1、別紙 2-2 のログイン ID 一覧は、総務省の全国地方公共団体コード（平成 29 年 4 月 1 日時点）に基づき作成しております。平成 29 年 4 月 2 日以降に設置、変更（統合・廃止）又は連絡不達などの管内団体がある場合は、下記の事務局（調査受託者）まで御連絡ください。

※貴都道府県内の全ての市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に対して、本通知について確実に・速やかに御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査内容

- 調査の内容としては、都道府県、市町村及び特別区向けと地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向けに分かれ、以下のような事項を予定しております。

＜都道府県、市町村及び特別区向け＞

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤国への要望・意見

＜地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向け＞

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③国への要望・意見

2. 事前登録・施行状況調査への回答の方法及び期間

- 事前登録
 - ・ 別紙1に示した「事前登録ウェブサイト」にアクセスし、必要情報を入力してください。
 - ・ 事前登録期間：平成29年10月20日（金）～10月31日（火）
- 施行状況調査への回答
 - ・ 後日、御連絡する「施行状況調査ウェブサイト」にアクセスし、回答を入力してください。
 - ・ 施行状況調査回答期間：平成29年11月1日（水）～11月24日（金）

3. 施行状況調査に関する補足事項

- 本件は、環境省が委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社を事務局として実施いたします。
- 事前登録や施行状況調査への回答の遅延等を防止するため、上記の各期間の終了前であっても、登録や回答の状況について、調査受託者等から確認・照会をさせていただく場合があります。
- 過去の調査結果は、以下のサイトで御覧になれます。
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>
- 今般の調査結果（回答者情報等は除く。）については、平成30年春頃を目途に環境省が公表する予定です。

4. その他

- 環境省では、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受けて、地方公共団体が同計画に即して地方公共団体実行計画を策定・改定し、実施するための「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
以下のサイトで公表しておりますので、ぜひ、御活用ください。
環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html
- 環境省では、地方公共団体実行計画の実効的なPDCAサイクルの更なる推進や施行状況調査における業務負荷の低減等を図るために、平成30年度以降において全国の地方公共団体に御利用いただける情報システムを整備・運用することを検討しております。

- 環境省では、本年 8 月に「平成 30 年度概算要求書」を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成 30 年度重点施策集」を公表しております。地方公共団体実行計画に基づく取組等における活用を視野に、ぜひ、御参照ください。

環境省ホームページ： <http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30juten-sesakushu.html>

(添付資料)

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』
- ・別紙 2－1 『ログイン ID 一覧（普通地方公共団体（特別区含む。））』
- ・別紙 2－2 『ログイン ID 一覧（一部事務組合及び広域連合）』
- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

(事務局：調査受託者・問合せ先)

パシフィックコンサルタンツ株式会社

交通基盤事業本部 情報システム部

防災・森林環境室内 施行状況調査事務局

〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地

電話：03-6777-4000

FAX：03-3296-0526

(環境省担当)

大臣官房環境計画課

本田・遊佐

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5521-8232

FAX：03-3581-5951

(送付案)

〇〇〇号

平成 29 年〇月〇日

各市町村 環境担当部局長
各一部事務組合 環境担当部局長
各広域連合 環境担当部局長 } 殿

〇〇県〇〇局長

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査について（依頼）

日頃は、地球温暖化対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（いわゆる「地方公共団体実行計画（事務事業編）」）を策定することが義務付けられています。

また、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）を策定することが義務付けられています。また、その他の市町村も、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に努めるよう求められています。

そこで、環境省では、地球温暖化対策推進法の地域における円滑、かつ、着実な施行に資することを目的として、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を対象として、「地方公共団体実行計画」の策定状況を始めとする地球温暖化対策推進法の施行状況について、毎年度、調査を実施しております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴団体の平成 29 年 10 月 1 日現在の状況について、別紙のとおり御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査内容

- 調査の内容としては、都道府県、市町村及び特別区向けと地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向けに分かれ、以下のような事項を予定しております。

＜都道府県、市町村及び特別区向け＞

② 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況

② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項

- ③区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤国への要望・意見

＜地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向け＞

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③国への要望・意見

2. 事前登録・施行状況調査への回答の方法及び期間

- 事前登録
 - ・ 別紙1に示した「事前登録ウェブサイト」にアクセスし、必要情報を入力してください。
 - ・ 事前登録期間：平成29年10月20日（金）～10月31日（火）
- 施行状況調査への回答
 - ・ 後日、御連絡する「施行状況調査ウェブサイト」にアクセスし、回答を入力してください。
 - ・ 施行状況調査回答期間：平成29年11月1日（水）～11月24日（金）

3. 施行状況調査に関する補足事項

- 本件は、環境省が委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社を事務局として実施いたします。
- 事前登録や施行状況調査への回答の遅延等を防止するため、上記の各期間の終了前であっても、登録や回答の状況について、調査受託者等から確認・照会をさせていただく場合があります。
- 過去の調査結果は、以下のサイトで御覧になれます。
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>
- 今般の調査結果（回答者情報等は除く。）については、平成30年春頃を目途に環境省が公表する予定です。

4. その他

- 環境省では、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受けて、地方公共団体が同計画に即して地方公共団体実行計画を策定・改定し、実施するための「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
以下のサイトで公表しておりますので、ぜひ、御活用ください。
環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

- 環境省では、地方公共団体実行計画の実効的な PDCA サイクルの更なる推進や施行状況調査における業務負荷の低減等を図るために、平成 30 年度以降において全国の地方公共団体に御利用いただける情報システムを整備・運用することを検討しております。
- 環境省では、本年 8 月に「平成 30 年度概算要求書」を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成 30 年度重点施策集」を公表しております。地方公共団体実行計画に基づく取組等における活用を視野に、ぜひ、御参照ください。

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30juten-sesakushu.html>

(添付資料)

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』
- ・別紙 2－1 『ログイン ID 一覧（普通地方公共団体（特別区含む。））』
- ・別紙 2－2 『ログイン ID 一覧（一部事務組合及び広域連合）』
- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

(事務局：調査受託者・問合せ先)

パシフィックコンサルタンツ株式会社
交通基盤事業本部 情報システム部
防災・森林環境室内 施行状況調査事務局
〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
電話：03-6777-4000
FAX：03-3296-0526

(環境省担当)

大臣官房環境計画課
本田・遊佐
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話：03-5521-8232
FAX：03-3581-5951

(2) 事前登録の実施について

平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 事前登録の実施について

本資料は、「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」(以下「本調査」という。)の流れや事前登録の方法等を解説しています。

本調査は、事務的な負担軽減等を目的として、平成 27 年度よりウェブ上で実施しております。事前登録は、本調査に回答いただくに先立つ準備として実施していただくものです。

なお、インターネットの利用環境が整っていない等の理由により、ウェブ上での登録が困難な団体におかれても、Microsoft Word 等の電子ファイルや紙媒体に御記入いただく方式により御回答いただけます。この方式での御回答を希望される場合は、本資料 5 ページ (5.【Microsoft Word 版】事前登録用紙)を御参照いただき、必ず御回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 事前登録に際しては、随時、本資料を参照なさることを推奨いたします。

お問合せ先

事前登録に係る御質問等は、下記の事務局までお問い合わせください。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

交通基盤事業本部 情報システム部 防災・森林環境室内

施行状況調査事務局

所在地 : 〒 101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地

TEL : 03-6777-4000 (電話受付時間 : 平日 9:00~17:00)

FAX : 03-3296-0526

E-mail : ontaihou2017@tk.pacific.co.jp

1. 配付資料

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』※本紙

調査全体のスケジュールや事前登録の方法等を記載しています。

- ・別紙 2-1 『ログイン ID 一覧 (地方公共団体)』
- ・別紙 2-2 『ログイン ID 一覧 (組合等)』

貴団体のログイン ID を御確認ください。

※過年度 (平成 28 年度) 調査で使ったログイン ID とは異なる場合があります。

- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

「地方公共団体実行計画」の策定の根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律」やその平成 28 年改正の概要、「地球温暖化対策計画」における地方公共団体に期待される役割等を解説しています。

2. 調査全体の流れとスケジュール

本調査では、最初に「事前登録」をしていただきます。その後、事前登録していただいた情報に基づいて「調査開始案内メール」をお送りします。「調査開始案内メール」の本文に記載されたURLからログインし、本調査への回答を行っていただくこととなります。

なお、本調査の回答に当たっては、回答手順等を記した文書を「調査開始案内メール」に添付いたしますので、そちらを御参照ください。

調査依頼文を受領

調査依頼文は、環境省から地方環境事務所を経由し、各都道府県に発出しています。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは、属する都道府県から御連絡があります。

事前登録の実施

本調査への回答に先立ち、地球温暖化対策の御担当部署や基礎情報等を登録していただきます。詳細は、本資料の3ページ以降を御参照ください。

平成 29 年
10 月 20 日

「調査開始案内メール」を受信

平成 29 年 11 月 1 日に、事前登録いただいた E-mail アドレスに本調査の URL やパスワード等を電子メールで送信いたします。

平成 29 年
11 月 1 日

本調査への回答

「施行状況調査ウェブサイト」にて御回答ください。
回答手順の詳細等は、後日送付（調査開始案内メールに添付予定）する文書を御参照ください。

回答期限 平成 29 年 11 月 24 日（金）

平成 29 年
11 月 1 日
～
11 月 24 日

本調査の結果の公表（環境省）

本調査の結果は、環境省ホームページにて公表する予定です。

3. 事前登録にあたっての注意事項等

- ・ 「施行状況調査ウェブサイト」については、パソコンからログイン・入力してください。パソコン以外の機器でご覧になると、文字のサイズやレイアウト等が見にくく、入力しにくい恐れがあります。
- ・ 事前登録に当たっては、登録日時点ではなく、平成 29 年 10 月 1 日時点の「地方公共団体実行計画」の状況を御記入ください。
- ・ 英数字は、半角にて御記入ください。
- ・ ブラウザの 戻る ボタンは使用しないでください。
- ・ 登録作業の途中でのデータ保存が可能です。
- ・ 都道府県、市町村（特別区含む。）、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）といった団体の区分によって、御記入いただく内容が異なる場合があります。

4. 事前登録の方法

① 「事前登録ウェブサイト」へのアクセス

※同サイトは、平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 10:00 にオープン予定です。

- ブラウザのインターネットアドレス欄に
<https://env.ghgpdca.jp/pre/>と入力
（上記アドレスをコピー＆ペーストしていただくと確実です。）



基本認証ダイアログが表示されるので、以下のユーザー名とパスワードを入力

ユーザー名：**ontaihou2017** パスワード：**ghg2017**

⇒上記サイトにアクセスできない場合は、下記⑤を御覧ください。

※検索エンジンにてキーワード検索されても、上記サイトが検出されない設定になっています。インターネットアドレス欄に直接 URL を御入力ください。



「事前登録ウェブサイト」の最初のページの表示内容を御確認の上、同ページの右寄りにある
入力開始 ボタンを押してください。

② 「事前登録ウェブサイト」へのログイン

- 「事前登録ウェブサイト」へのログインには、各団体に固有に割り当てられたログイン ID が必要です。

【ログイン ID とは】

別紙 2-1、別紙 2-2 の「ログイン ID 一覧」に記された各団体固有の 5 桁（都道府県及び市町村（特別区含む。）又は 6 桁（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合））の数字から成るログイン ID を御確認ください。

【リストに掲載がされていない場合】

「ログイン ID 一覧」に掲載がされていない団体においては、ID 記入欄の下の「ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない」をチェックしてください。

平成 29 年 11 月 1 日に事務局から送信する「調査開始案内メール」にて、本調査用のパスワード等をお知らせします。

③ 事前登録データの入力

- 画面に表示される設問に沿って、必要な情報を入力してください。
- 入力を終われたら、ページの上部にある **次へ** ボタンを押してください。次の設問が表示されます。
- 最後に入力内容の確認ページが表示されますので、御入力いただいた内容を御確認ください。
- 修正が必要な場合は、**戻る** ボタンを押して前のページに戻ることができます。

④ 事前登録の完了

- 登録内容に問題がなければ、ページの下部にある **確定** ボタンを押してください。
- 事前登録は、以上で完了となります。

※ **確定** ボタンは必ず押してください。確定を押さずに終了した場合は、再度入力し直していただくことになりますのでご注意ください。

※事前登録完了の確認メールは送信されません。

施行状況調査の開始日（平成 29 年 11 月 1 日）に「調査開始案内メール」が送信されます。

⑤ 「事前登録ウェブサイト」にアクセスできない場合

- 「事前登録ウェブサイト」は、入力情報を暗号化して安全に送信いただくため、SSL 対応を行っています。アクセスに際してエラーが発生する場合は、以下の対応をお願いいたします。
 - アクセス制限の解除・・・貴団体において上記ウェブサイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。貴団体のシステム管理者に依頼し、上記ウェブサイトへのアクセス制限を解除してください。
 - 上記の対応を行ってもエラーが発生する場合は、Microsoft Word 版による登録を行っていただきますので、次ページの（5. **【Microsoft Word 版】事前登録用紙**）を御参照ください。



【Microsoft Word 版】事前登録用紙に御記入いただきましたら、事務局宛に電子メール（ontaihou2017@tk.pacific.co.jp）または FAX（03-3296-0526）で御送信ください。

5.【Microsoft Word 版】事前登録用紙

(※ ウェブ上で事前登録ができない方はこちら)

ウェブ上で事前登録ができない方は、以下の事前登録用紙に御記入いただき、電子メール（ontaihou2017@tk.pacific.co.jp）または FAX（03-3296-0526）で事務局まで送信してください。
黄色の欄 に所定の事項を御記入ください。

<表記について>

○温対法・・・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

※同法は、平成 28 年 5 月に改正され、施行されています。本調査は、改正後の条文に対応しています。

○実行計画（事務事業編）・・・地方公共団体実行計画（事務事業編）

○実行計画（区域施策編）・・・地方公共団体実行計画（区域施策編）

1. 基礎情報

Q 1-1. 貴団体に割り当てられたログイン ID を御記入ください。

ログイン ID（5 桁又は 6 桁）	
※ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない場合は、右欄に ○を入れてください。	

Q 1-2. 貴団体に該当する分類について、あてはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

回答

1	都道府県
2	政令指定都市
3	中核市
4	施行時特例市
5	特別区
6	人口 10 万人以上であって、上記 2～4 以外の市町村
7	人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村
8	人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村
9	人口 1 万人未満の市町村
10	地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

Q 1-3. 貴団体の名称等について御記入ください。

都道府県名	
市区町村名	
地方公共団体の組合名称	

複数の都道府県から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての都道府県名を選択ください。

複数の市区町村から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての市区町村名を御記入ください。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の御担当者のみ御記入ください。

Q 1-4. 後日の本調査に御回答なさる（予定の）御担当者又は事務局からの問合せに御対応いただける方の情報を御記入ください。

所属部（局）課係名			
電話番号		内線番号等	
E-mail アドレス (E-mail アドレスは、1つの欄に 1つつ御記入ください)	(御回答者の専用アドレス)		
	(担当部（局）課係の共有アドレス)		
御回答者名			

2. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

<※重要なお知らせ>

実行計画（事務事業編）は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第 21 条第 1 項が準用されるため、策定が義務付けられています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（市に関する規定の適用）

第 283 条 （略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

Q 2－1. 平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがない
1	平成 25 年 3 月 31 日以前
2	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 1 日までの間
3	平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 5 月 12 日までの間
4	平成 28 年 5 月 13 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間
5	平成 28 年 10 月 2 日から平成 29 年 10 月 1 日までの間

Q 2－2. 平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがなく、平成 29 年 10 月 1 日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成 29 年 10 月 1 日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある

3. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

※都道府県、市町村及び特別区の方のみ御回答ください。

<※重要なお知らせ>

実行計画（区域施策編）は、温対法第 21 条第 3 項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 1・2 （略）

3 都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

Q 3－1．平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（区域施策編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがない
1	平成 25 年 3 月 31 日以前
2	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 1 日までの間
3	平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 5 月 12 日までの間
4	平成 28 年 5 月 13 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間
5	平成 28 年 10 月 2 日から平成 29 年 10 月 1 日までの間

Q 3－2．平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがなく、平成 29 年 10 月 1 日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成 29 年 10 月 1 日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある

(3) 「地方公共団体実行計画」制度について

「地方公共団体実行計画」制度について

1. 「地方公共団体実行計画」制度とは

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画です。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、温対法第21条が準用され、同計画の策定が求められています。

この「地方公共団体実行計画」は、通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成されます。以下では、両者について、それぞれ「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と表記することとします。

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

地方公共団体実行計画（事務事業編）とは、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第21条が準用されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）について

地方公共団体実行計画（区域施策編）とは、温対法第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、地球温暖化対策計画において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

< 参照条文等 >

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図る

- よう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
 - 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
 - 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
 - 11・12 （略）

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（特別区）

第 281 条 （略）

- 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

（市に関する規定の適用）

第 283 条 （略）

- 2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。
- 3 （略）

（組合の種類及び設置）

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2～4 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが

あるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

2. 温対法の平成 28 年改正について

我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、温対法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行されました。

この改正は、

- ①国民運動の強化：「COOL CHOICE」を旗印とするムーブメントづくり
- ②国際協力を通じた地球温暖化対策の推進
- ③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進

の 3 本柱に基づいて必要な措置を講じるためのものです。

これらのうち、③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進に関する改正事項は、以下の 2 点です。

(1) 地方公共団体実行計画の共同策定

地域の地球温暖化対策は、例えば、区域をまたぐ公共交通の利用促進や、農村部の再エネの都市部での積極的な導入など、複数の地方公共団体が広域的に連携して取り組むことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画を、複数の地方公共団体が共同して策定できる旨が規定されました。

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示の追加

地域における各種施設等を集約し、公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくりを推進することは、温室効果ガス排出量の削減に有効です。

また、上記①国民運動の強化の一環として、国と連携して、地方公共団体が住民等に低炭素な製品等の利用促進を促すことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示として、「都市機能の集約」及び「低炭素な日常生活用製品等の利用の促進」が明記されました。

3. 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項について

(1) 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、温対法に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定しました。

同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

(2) 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項

地球温暖化対策計画においては、温対法に基づき、地方公共団体に関しても、その基本的な役割や講ずべき措置等に関する基本的事項（主として第 3 章の第 1 節、第 3 節及び第 4 節）が定められるとともに、同計画の別表においても、地方公共団体が実施することが期待される施策例が多数掲げられており、地方

公共団体による従来以上に積極的な取組が強く期待されています。

<参考HP>

○平成 28 年 5 月 13 日 「地球温暖化対策計画」の閣議決定について
<https://www.env.go.jp/press/102512.html>

※ 同ページにおいて、地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)や「参考資料：地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」等をダウンロードいただけます。なお、地球温暖化対策計画の別表は、同計画の末尾に附属されています。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

※ 以下は、計画本文における地方公共団体に関する主要な記述（第 3 章の第 1 節、第 3 節及び第 4 節）を抜粋したものです。なお、別表については割愛しています。

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割 (P. 15～P. 16)

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

(2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用

の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

（３）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

第３節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進（P. 56～P. 57）

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるP D C Aのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①計画の期間等の基本的事項

②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

③具体的な取組項目及びその目標

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・特に、庁舎等の使用電力購入については、環境配慮契約法及び同法に規定する基本方針に基づく裾切り方式等により、エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入を図る。
- ・加えて、施設・設備の整備や物品の購入等に当たっては、その使用に伴う温室効

果ガスの排出量がより少ない設備・製品（排出抑制等指針に掲げられた設備や木材製品等）の導入とともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法での使用を図る。

④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

- ・定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年一回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと合わせて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

（中略）

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達等の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく公共建築物整備に努めるものとする。

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 (P. 57～P. 60)

地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の事情を踏まえ、構造改革特区制度による規制の特例措置の活用等を通じ、創意工夫を凝らした取組を推進する。

1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制を構築し、運営するべきである。

とりわけ、エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況（使用しているエネルギーの種類及び量、エネルギー利用設備の稼働状況等）を恒常的かつ網羅的に把握するとともに、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積極的

に追求するとともに、その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設備投資の検討を行うべきである。

加えて、事業の用に供する設備については、排出抑制等指針に基づき、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めなければならない。特に都道府県及び指定都市等は、B A T の積極的な導入を検討するべきである。

また、事業の用に供する設備は、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、地域の自然的社会的条件に応じて、積極的に地域における再生可能エネルギー等の利用の促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組むべきである。また、自らも庁舎や公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での再生可能エネルギー等の率先導入・活用や省エネルギーを推進するべきである。

再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市のコンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と合わせて、地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待される。

加えて、都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資などの金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。

なお、再生可能エネルギーの導入及び活用に伴って、景観の悪化や騒音の発生、土地や水域の利用に係る権益への影響などの様々な懸念や問題も生じ得る。そこで、都道府県及び市町村は、これらを未然に防止・解消するよう努めた上で、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに関係事業者（例えば、農林水産業者、温泉業者）等の協力が得られるよう、地域協議会の設置・運用に努めること等により、地域における再生可能エネルギーの社会的受容性の確保を促進することが期待される。その際、事業者が長期にわたり安定的に再生可能エネルギー事業を継続していくよう事業内容の適切性に配慮するとともに、環境的に持続可能な資源調達並びに生態系及び景観の保全についての適切な情報提供等を通じて、地域の自然的社会的条件に適した利用の促進を図ることが期待される。

また、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制等指針に基づくB A T の導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コージェネレーションの

導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進する。都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り組む。

さらに、公共交通機関の利用促進に加えて、温室効果ガスの排出量がより少ない製品（木材製品を含む。）・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援や国民運動「COOL CHOICE」の促進等を通じて、住民による温室効果ガスの排出抑制も図るべきである。

3. 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、当該地域の社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化（ロックイン）することを防ぐべく、低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。また、そうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全などの多様な地域課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要である。

このため、都市計画や農業振興地域整備計画、低炭素まちづくり計画をはじめとして、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画などの温室効果ガスの排出の抑制等と関係を有する施策とも、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する。例えば、業務中心地区や工業団地等におけるCEMS（Community Energy Management System）や地域熱供給の導入などの面的な取組から、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、スマートコミュニティの構築などの広域的な取組まで、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待される。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援などの地域に密着した施策を進めることが期待される。

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施など、多様な形態の連携が考えられる。

さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

(4) 調査開始案内メールフォーマット

1.表題

環境省「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の本調査の回答入力について

2.本文

＜団体名差込＞ 御担当者様

環境省大臣官房環境計画課による「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の本調査の回答入力について、事務局：パシフィックコンサルタンツ株式会社（環境省からの受託事業者）より御案内申し上げます。

11 月 16 日（木）より、「本調査」の御回答を御入力いただくウェブサイトを開設いたしました。つきましては、下記＜本調査回答入力の詳細＞を御確認の上、12 月 8 日（金）までに御回答を御入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該サイトに接続できないなどの理由により入力が困難な場合は、Excel ファイル形式の調査票にて御回答の上、施行状況調査事務局まで電子メール等にて御送信願います。（下記＜本調査回答入力の詳細＞を御確認ください。）

＜本調査回答入力の詳細＞*****

1. 回答手順書「本調査の実施について」

御回答の入力方法は、回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。回答手順書は次項 2. の「本調査ウェブサイト」にログイン後にダウンロードしていただけます。

※「本調査ウェブサイト」では、貴団体の昨年度の回答の一部が、参考情報として回答入力画面に表示されることがあります。

2. 「本調査ウェブサイト」のアドレス・パスワード及び回答期限について

「本調査ウェブサイト」のアドレス及びログインに必要となる ID・パスワード及び回答期限は、以下の通りです。

- アドレス <https://env.ghgpdca.jp/survey>
- ログイン ID 事前登録時と同じ
- パスワード ＜パスワード差込＞
- 回答期限 平成 29 年 12 月 8 日（金）

※「本調査ウェブサイト」は、平成 29 年 11 月 16 日（木）午前 10:00 にオープンの予定です。同時刻以前に上記アドレスを入力されても、アクセスできません。

※「本調査ウェブサイト」にログインするには、インターネットアドレス欄に上記アドレスを入力し、ログイン画面にアクセスしてください。

※同サイトトップページ下方に、ログイン ID 及びパスワードを入力する欄があります。そ

れぞれを入力して「次へ」ボタンを押すと、ログインいただけます。

※ログイン ID は、本件依頼に係る環境省（平成 29 年 10 月 17 日付け環政計発第 1710172 号）又は各都道府県からの事務連絡の別紙 2－1 及び 2－2 の「ログイン ID 一覧」を御確認ください。誤ったログイン ID を入力すると、ログインできません。

※「本調査ウェブサイト」は、入力された情報を暗号化して送信いただくため、SSL 対応を行っています。

※アクセスに際してエラーが発生する場合は、制限の解除をお願いいたします。詳細な対応方法は、本メール末尾に記載しております。

3. 本調査ウェブサイトの御利用可能時間

平日の 7 時～19 時を推奨いたします。（問合せ窓口の営業時間は平日 9 時～17 時です。）

平日の 20 時～5 時及び土日祝日は、システムメンテナンスのため御利用いただけない場合があります。上記メンテナンス時間帯及びその直前に回答入力作業を行っている場合は、入力途中の回答データが消えてしまうことを防止するため、一層こまめに「一時保存」を行うようにしてください。

4. Excel 版調査票について

2. の「本調査ウェブサイト」からダウンロードいただけます。御記入いただいた調査票の提出先は、回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。

《「本調査ウェブサイト」にアクセスできない場合》

「本調査ウェブサイト」のアクセスに際してエラーが発生する場合は、貴団体のインターネット環境において、サイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。その場合は、アクセス制限の解除の対応をお願いいたします。

アクセス制限の解除は、貴団体のシステム管理者に「環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（平成 29 年度） ウェブサイト」（<https://env.ghgpdca.jp/survey>）及び「環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（平成 29 年度） 事前登録ウェブサイト」（<https://env.ghgpdca.jp/pre>）の 2 サイトへの制限解除を要請してください。

アクセス制限の解除を行っても引き続きエラーが発生する場合は、お手数ですが、Excel ファイル形式の調査票の御利用をお願い申し上げます。詳細は回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。

御不明な点は、下記事務局までお問合せください。

御多忙のところ、誠に恐縮ですが、本調査への御協力をお願い申し上げます。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

交通基盤事業本部 情報システム部 防災・森林環境室内

施行状況調査事務局

TEL:03-6777-4000(受付時間：平日 9:00～17:00)

FAX:03-3296-0526

E-mail:ontaihou2017@tk.pacific.co.jp

※ 本メール（添付ファイル含）は、文頭の方へ送信しています。

この方以外の方が受信された場合は、私が誤って送信したものです。

お詫びするとともに、本メールの速やかな削除をお願い申し上げます。
